



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス革命における自由・平等・友愛と平和原則の成立と近代憲法的（今日的）意義
Author(s)	深瀬, 忠一; FUKASE, Tadakazu
Citation	北大法学論集, 55(4), 1-53
Issue Date	2004-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15311
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(4)_p1-53.pdf



フランス革命における自由・平等・友愛と平和原則の成立と 近代憲法的（今日的）意義

深瀬 忠一

目次

前置き——Gaston Jézeと第一次世界大戦

I. フランス革命における「自由・平等・友愛」と「平和」原則の成立と意義

A. Auclairの「自由・平等・友愛」の標語の成立に関する歴史的研究

B. 革命の人達にとって「友愛」原則の明示の不在と「平和」(「征服戦争放棄」)原則の成立との関連
II. Fraternité の法思想的検討と革命の現実

A. Fraternité の人類普遍的(コスモポリット)観念の形成

a. ユダヤ・キリスト教的起源

b. 近世合理・人間主義(自然法)的起源

B. Fraternité のフランス国民的(ナショナルな)観念の形成と支配

a. フランスの「パトリオティスム」の思想的形成過程

b. フランス革命の公法原則としての成立(アンシアン・レジームを打破して自由・平等の国民国家を創造する「パトリオティスム」としての「友愛」原則

(1) フランス革命における「友愛」と「Nation」や「Partie」

(2) 「自由・平等」の新しい「国民国家」(社会・国家組織)を創造する「国民」が、その「国家」を「祖国(パトリイ)」として愛し協力一致して創り出す絆としての「祖国愛(パトリオティスム)」となる「友愛」

III. フランス革命の二つの憲法的「人権宣言」と二つの「平和宣言」

— その公法原則と一七八九—一七九四年の現実

A. 二つの「人権宣言」(一七八九—一七九三年)

B. 二つの「平和宣言」(a・d)と二つの「好戦宣言」(b・c)

a. 一七九〇年(制憲議会)の「平和宣言」(「征服戦争放棄」)

b. 一七九二年(四月二〇日)「対オーストリア皇帝宣戦布告」と反戦論の挫折(「ピルニッツ宣言」の挑発)

c. ジロンド派の「友愛宣言」(「自由の十字軍」と「憲法草案」(一七九三年二月一五—一六日、国民公会に提案、不採決)

d. ジャコバン(モンタニヤール)憲法(一七九三年六月二四日、国民公会採決、後施行停止)の「平和宣言」(「内政不干渉」)

C. 極少数の反戦・平和論の主張と教訓

a. バルナーヴの穩健反戦・平和論

b. ロベスピエールの急進反戦・平和論の再検討

結びに代えてーフランス革命憲法の「自由・平等・友愛」と「平和」宣言の理念と現実の歴史的・今日的意義

前置きー Gaston Jéze と第一次世界大戦

フランス第Ⅲ共和制の行政法の大家 Gaston Jéze は、第一次世界大戦の開始の翌年、素早く「戦争の事実起因する諸損害の完全な補償」⁽¹⁾と題する大論文を発表した。二〇世紀に、「近代」戦争(国民国家、近代兵器による)から「現代」戦争(世界性、全体性(軍人と市民の区別無き総力戦)、大量殺戮・破壊兵器の発達と惨禍の飛躍的拡大、テロ・ゲリラの効用)⁽²⁾に移行し、その現実を露わにし始めた移行期(過渡期)に、フランスの「近代」憲法原則「自由、平等、友愛」特に「平等と友愛」原則と実定法令原則に適合した「完全補償」の必要性を論じたものである。

彼は、第一次大戦前に、既に「国民国家」の戦争が国民の生活全体に及ぶ「全体性」をもつことを認識しており、戦争が国民の「生命・身体」の損失のみならず「経済的・物的財産」(農民、田畑、工場、生産施設、輸送等)の破壊・損失が甚大なることを予知した。しかしながら、かたや、近代法原則・立法・判例(特に国務院)・条約(特に一九〇七年ハーグ陸戦法規)を参照しつつ、戦場(交戦者の戦闘地域、戦闘者と非武装市民)の限定性と区別が可能であることを前提として、「戦争事実により蒙った損害の『完全補償』(réparation intégrale)」が必要であり実現(限定)可能であることを、法実証的に論じている。其の際、指導原則となるのが、フランス革命の人権宣言の「平等と友愛」原則

であり、彼は、「平等と友愛の原則が二〇世紀におけるフランス公法の基盤となる」⁽³⁾とすら、書いている。また、注目されるのは、彼が、人権宣言のみならず「征服戦争放棄」(平和)原則への配慮をしており、かつこの原則に照らして、ナポレオン一世・三世の征服戦争を拒否し(ルイ一四世・一五世の君主による個人的野望の戦争と同一視し)、当時のドイツ皇帝による侵略戦争によるフランスの防衛戦争の遂行を全面的に支持すると共に、戦争の事実によつて蒙る人命と財産の損失を特定しうるものとし、其の「特別」な犠牲・損失を国民全体で「平等」に負担し「完全な補償」を犠牲者に支給する立法(祖国愛により一致した国民の「友愛」原則に基づく)がなさるべきだし、それが法的に(財政的にも)可能であると論じている。第一次世界大戦に突入した当時のフランス人の圧倒的多数の意識ないし信念を反映したものと、興味深い。

ところで、この見解に対し、第一次世界大戦を「帝国主義戦争」と見、現実的に国民の誰に(勤労者大衆に)犠牲を強い、誰に(一握りの独占資本家に)利益をもたらすかを見極め、かつ現代戦争がもたらす想像を越えた大量殺戮・破壊の惨禍を予見し、「侵略と防衛」の区別について懐疑的だった Jean Jaurès が、極少数ながら、最後まで反戦の態度を貫いた立場を比較して、二〇世紀に二度の世界大戦を経験した、人類の歴史の審判に思いをはせざるを得ない。⁽⁴⁾

そのような問題意識から、本研究では、まず、フランス革命における「自由、平等、友愛」そして「平和」の原則の歴史的・思想的・現実的特色を分析・解明し、特に「平等・友愛」と「平和」原則が、何ゆえ、「階級の間の友愛」また「諸国民の間の友愛」⁽⁵⁾に及びえなかったか、しかしそれは、二〇世紀さらには二一世紀に向けて、いかなる意味合いを持つか、⁽⁶⁾について―特に日本国憲法の平和主義原則との関連において―探求したい、と思うわけである。

I. フランス革命における「自由・平等・友愛」と「平和」原則の成立と意義

近代社会と国家の新しい基本原則を創り出した「典型的」理論と現実を提供したのがフランス革命であったことは、異論あるまい。また、その革命の新原則が「自由・平等・友愛」とされ、これに筆者が「平和」原則を付け加え(えるべきだと考え)、人類の近代憲法史的意義を、独りフランス・西欧のためのみならず、世界的視野から考察すること、理由があると思われる。

A・Aulardの「自由・平等・友愛」の標語の成立に関する歴史的研究

フランス革命の標語は「自由・平等・友愛」の三位一体で表現されるが、果たしてそれが一七八九年に始まる第一章の標語であったかを歴史的に検証したのは、共和政体制が確立した第三共和制下の「革命政治史」の大家A・Aulardであった。⁽⁸⁾

A・オラルのこの古典的論文によれば、「自由・平等・友愛」の標語が、公的に掲げられたのは、第二共和制(二月革命)の「臨時政府」がフランス人民に対する最初の宣言(一八四八年二月二四日)布告文のなかで、次のように締めくくり、「第二共和制の公的標語」となった、と言う。「自由・平等及び友愛を原則とし、フランス人民はこれを標語として合言葉(mot d'ordre)とする。ここに、フランスが自らに課する義務があり、かつ我々の努力によってそれを確保するであろう民主的政府がある」と。また、その同じ臨時政府は、宣言を公布し(二月二六日)「三色旗には、フランス共和国、及び自由・平等・友愛と書き込む」こととし、「これら三つの言葉は、民主的諸教説(doctrines démocratiques)の最も広い意義を説明し、この旗は、その象徴となり、また同時にそれらの色彩はその伝統の継続性を表す」と、宣言した。第二帝政においてこれは否定されたが、第三共和制において、第二共和制と同様にこれら三語が「公的標語」として用いられた。

けれども、この「標語」の「起源」及び「意義の変遷」については、「かなり曖昧」であり、オラールは、歴史的に——特に第一革命に——遡って、実証的に詳しく検討を加え、結論を明らかにして居る。その結果、最後の言葉として、「自由・平等・友愛は、共和二（一七九三）年においてフランス人の国民的標語ではなかった」、と明言して居る。

ここで言われて居る「共和二年」とは、一七九二年八月一〇日の「革命」、すなわち、一七八九年の「革命」以来の「人權宣言」、「征服戦争放棄（平和）宣言」、一七九一年（九月三日）（立憲君主制）憲法制定の後、一七九二年四月二〇日の対オーストリア開戦・敗戦の現実の中で勃発した八月一〇日のいわゆる「第二革命」による「第一共和制」の「共和歴第二年」のことである。したがって、「自由・平等・友愛」の標語は、（第二）フランス革命の標語ではなかった（当初立憲君主制期では、他の標語が多々用いられた⁽¹⁰⁾）のみならず、第一共和制の「国民的標語」ですらなかった、と言うオラールの結論を「定説」と考え、この「共和歴二年」に用いられた、「自由・平等・友愛か、死か」と言う標語について、オラールの書く所を見よう。

「自由・平等・友愛とは、第一共和制においては、公的に決定命令されても居なければ、一般的に用いられてもいなかった。屢屢、おそらくは最も屢屢用いられていたのは、それに「しからずんば死を」と言う言葉を付け加えて居た。それは、民衆の用法ではそれらの英雄的意義から逸脱して、それらにむしろ脅迫的意味（un sens menaçant）を与えた。結局、最も用いられた標語とは（いずれの場合にも、義務的ではなかったし、公的ですからなかったが）、革命のほとんどすべての期間を通じて、「自由、平等」であつた⁽¹¹⁾」。

そして、このように「友愛」原則が革命の標語から欠落して居た理由は、革命が死闘を展開していった「国の内・外の戦争と言う環境であつた」と説明する。「当時の革命的フランス人」によって「愛国者」と呼ばれたフランス人たちは、愛国者でない、貴族主義者、穏和主義者、反革命主義者、また、かたや亡命者たち、他方フランス国内にすらこれ

に呼応する陰謀家たち、例えばコンデの軍隊やヴァンデのカトリック軍に敵対して戦わねばならなかった。これらの二つのフランスの間にあって、革命のフランスと過去のフランスは死ぬまで戦うしかなかった。それは殺されないために殺すことであり、少なくとも敵対者を恐怖によって抑圧することであった。この体制ないし恐怖政治の窮余の策は、維持しようとする限り、すべてのフランス人に適用される「友愛」の宣言とは非両立であると思われた。そのような不適切な宣言によって、「愛国者たち」の容赦無い戦いの勇気を殺ぎかねない宣言を恐れた。それ故、「友愛」と言う言葉は、すべての人々の口にも筆にも用いられることはなかったし、使ったとしても、多くの場合此れを「死の脅迫」によって修正した訳である。だから、「自由・平等・友愛」と言う標語は、このような戦争の時期には、フランスの救済の為に、「的外れであり、時期尚早であり、危険ですらあると考えられ」た。オラルは、其の見解の明快な証拠として、国民公会における「公安委員会」の名におけるバレール報告書(共和二年メッシドル二八日)を引用して居る。そして、「友愛」それは、将来においてある、現在にあってはあり得ない。」⁽¹²⁾という言葉で、まとめている。

B. 革命の人達にとって「友愛」原則の明示の不在と「平和」「征服戦争放棄」原則の成立との関連

一七八九年フランス革命における国民的標語として、「自由・平等」は、公的にも、私的にも、用いられたが、「友愛」を含まず、一七九二年八月一〇日の革命による第一共和制以降、それを三つの標語として「国民公会の公安委員会」が公然として用いるようになった時には「しからずんば死を」という「脅迫の意味」をもつ言葉と一体であった。そして、その現実が、国内的・国際的「戦争」の、革命・反革命の血を血で洗う死闘の現実と環境があった(後述、検討する)。しかし、「友愛」と言う言葉が、同じ人間あるいは其の集団として、不信・憎悪・敵意を越えて、殺し痛め付けあう関係を克服して、「平和」で愛し合い協力する関係の観念ないし理念を含むことも確かであり、第Ⅱ、第Ⅲ、第Ⅳ共和制

を経て、今日、フランスの国民的標語となってきたことも、考えなければならない。しかし、そのような「友愛」も「諸国民の間」の「平和」と言う理念との関係では、なお検討すべき問題がある。

ところで、一七八九年九月二十八日、「憲法制定議会（*Constituante*）」が決議した、「人間と市民の権利の宣言（*La Déclaration des Droits de l'homme et du citoyen*）」⁽¹³⁾の約半年後に同じ憲法制定議会が決議し、宣言した「征服戦争放棄」原則（「平和」原則と言っておく）との関連は、検討しておく必要がある。この「平和」宣言は、筆者の持論によれば⁽¹⁴⁾少なくとも法思想・原則論としては、「人権宣言」と一体不可分の結び付きにおいて理解・把握されるべきだと考えられるからである。一七九〇年五月二二日に採択された「征服戦争放棄」宣言は、次のように規定する。

「フランス国民は、征服を行うことを目的とするいかなる戦争を企てることも放棄し、かついかなる人民の自由に対しても、その武力を決して行使しない（原文後述）」。

この「平和」宣言規定は、一七九一年六月の国王一家の国外逃亡（国民との離反・対決の試み）の失敗以後「憲法制定議会」が採択した一七九一年憲法（九月三日）の第Ⅵ編冒頭の正文となった（後に、第Ⅱ、第Ⅳ共和制憲法（補充）に引き継がれ、また「不戦条約」を介して、極東の日本国憲法第九条の「戦争放棄」規定成立にも影響を与えることになる）。

そして、およそ人類の平和の法思想の歴史の大河の中で、最初の近代立憲平和主義の原則・定式となった画期的意義をもつものであることは、特に強調しておく必要がある。しかし、その観念の具体的内容と実態と機能について、さらに、後に検討しなければならないが、その成立については、既に詳しく考究した通り、⁽¹⁵⁾法思想的には、中世以来のカトリック教会の主流であった「正戦」論を背景に、近世とくに一八世紀の啓蒙思潮の平和（エラスムス、グロチウス、ヴォルテール、サンピエール、モンテスキュー、ルソー等）の影響のもとに、基本的には、「近代的正戦論」として立憲化

されたもの、とすることが出来よう。当時の政府(外相・ヴェルジャンヌ)の穏健な(ヨーロッパ)融和政策および「憲法制定議會」の積極的進歩(共和派を含む)派の理想主義と消極的保守派の現実主義との妥協の産物(ミラボー)として穏健な平和的憲法原則を抽象的・普遍的な形で宣言したものである⁽¹⁶⁾。したがって、具体的・現実的には、どちらの側からでも解釈・適用可能であった。かつ、思想的・原理的に重要であるのは、この抽象的定式が「平和原則」の論理にでも、「革命原則」の論理にも、どちらにでも割り切れることであり、「平和」を貫こうとすれば「革命」の進行を抑制することになり、「革命」を進め広げようとすれば「平和」を犠牲にせざるを得ないと言う、難しいジレンマを内包することであった。其の微妙・複雑な實體の理論的・實際的分析と検討が為されねばならない。なお、革命の人々にとつては、憲法―すなわち、国内法(最高法規)―の制定、が関心と視野(憲法制定に関する限り)が集中して居たと考えられることを、指摘しておく。

II・Fraternitéの法思想的検討と革命の現実

Fraternitéの人類普遍の世界市民的(コスモポリット)観念とフランス国民的祖国愛(パトリオティク)観念の区別を掘り下げて検討したボルジェットの研究が、参考になる。⁽¹⁸⁾立ち入って、検討しておかねばならない。

A・Fraternitéの人類普遍的(コスモポリット)観念の形成

人間として、皆一人一人尊厳な人間存在であり平等であって、兄弟・世界の市民として友愛の絆で結ばれているという思想は、ユダヤ・キリスト教の啓示宗教に遡り、近世の自然法(権)思想を経て、形成されたと言つてよい。

a. ユダヤ・キリスト教的起源

旧約聖書の天地創造の唯一の神は、人間個人一人一人・男も女もひとしく神の似姿に形どって創造した（創世記一章二七節）と言う世界観・人間観の信仰告白を根源的の原点としており、そこに普遍的「人間個人の尊厳」の根拠がある（アメリカ「独立宣言」の中の原点とも言うべき「創造主」によって付与された奪うことの出来ない生来的権利としての「自由、平等、幸福追求」の権利はまさにそこに源泉があり、日本国憲法の第一三条に直接影響している⁽¹⁹⁾）。また、一人の父なる神によって創造された子供たち人類の神の前における平等と兄弟愛・友愛関係が根本的に基礎づけられて居ると言える。それは、人類普遍の友愛観念であり、旧・新約聖書を通じて確立され、深化された信仰、すなわち「啓示⁽²⁰⁾」、換言すれば「信仰」（キリスト教文明）に基づく人類普遍の友愛観念の基盤を為して居たといつてよい。

また、同時に注目しておかねばならないのは、古代ギリシア・ローマ時代の自然学の影響の下に、理性及び徳をもつ人間が、狭小な都市国家や血縁・地縁関係を越えて平等な人間個人・人格であり、等しく世界と言う国家に属する「世界市民」の一員であるという「コスモポリタニズム（世界市民主義）」思想が、ギリシアの都市国家群がマケドニアのアレキサンダー大王により滅ばされ、広くメソポタミヤまで征服して「ヒューマニズム」が拡張すると、とくにストア派哲学等に見られた⁽²¹⁾。

b. 近世合理・人間主義（自然法）的起源

中世ヨーロッパのカトリック神学にも採り入れられた自然法思想（その大成者トマス・アクイナス⁽²²⁾）は、近世のルネッサンス及び「宗教改革」期を経て、エラスムスの平和の哲学⁽²³⁾にもキリスト教の愛と共に総合せられ、人類普遍の人間の平等と友愛の観念が形成されたと言つてよからう。「啓蒙の世紀⁽²⁴⁾」と言われる一八世紀の思想の潮流は、コスモポリタニズム（世界市民主義）が「時代の雰囲気（*atmosphère de l'époque*）」をなす主流であつた。ヴォルテールは、

言う。「人類をよく見る者すべては、そこに関心をもつべきである…、何故なら我々は人類 (*genre humain*) に属しているのだから」。「哲学は如何なる祖国も、如何なる党派もたない」、と。モンテスキューは、言っている。若し、ある国民にとって有益であるが、それが他の国民にとって有害であることを知っているなら、彼の君主に対してそれを提案することをしないであろう、何故なら彼は、「フランス人である前に人間なのだから」、と。「百科全書」の哲学者も、普遍的友愛を説明、フランス革命の制憲議会にも影響を与えて居る。⁽²⁷⁾

しかし、近世の普遍的友愛観念が、中世のキリスト教の唯一神の啓示・信仰に基づく友愛観念から、「自然」と人間の「理性」に基づく合理的自然法思想に根拠をもつ「理性化された友愛」観に移行する(キリスト教の神から独立し、無神論に変質する)傾向を進めたことも注意する必要がある。⁽²⁸⁾

B・Fraternitéのフランス国民的(ナショナルな)観念の形成と支配

a. フランスの「パトリオティスム」の思想的形成過程

一八世紀の「啓蒙思想」の潮流の中で、多くの「哲学者」たちは、人類愛と祖国愛とを両立ないし調和させようと努力していたが、これら「哲学者」の多数説に対し、友愛を国民的ないし祖国愛(ナショナル、パトリオティク)に限定・凝縮する思想を強力に主張したのは、J. J. ルソーであった。彼は、普遍的友愛に対する理解を示さない訳ではないが、「いわゆるコスモポリットと僭称する人々が、人類のための愛のゆえに祖国愛を正当化することによって、何人も愛しない権利があると豪語している」ことに対して、厳しい拒否の態度を示している。⁽²⁹⁾人間性とか友愛の感情は、無限に広がり得るものではなく(その範囲を人類全体に適用すれば、エネルギーを費消してしまう)、祖国の範囲に限定することによってのみ、それは實際上、現実において可能となるのだと主張した。しかし、その思想的形成に於いて、「人

類普遍主義」と「パトリオティスム」との関係は、微妙に交錯・連携しており、慎重な分析と掘り下げを要する。

フランスの「パトリオティスム」の起源についての研究において、A. オラールは、「一五世紀における、ジャンヌ・ダルクの介入によるイギリス人たちの駆逐・排除に、おそらく戦闘的フランス愛国主義の最初の明白な表現がある」⁽³¹⁾（アナトール・フランスも同旨）と書いている。しかし、彼の歴史的研究によれば、ジャンヌ・ダルク自身は、「パトリ」と云う言葉（フランス語）を使っておらず「国（pays）」と云っており、⁽³²⁾「patrie」（祖国）と云うフランス語（ラテン語からの訳）が見られるのは、一五世紀の前半以降の文献に始まり、一六世紀の後半には「通常に用いられる」ようになり、其の際、「フランスの統一に真剣に取り組み始めたことに対応する感情を表し、かつ、アテネ人がアテネを愛し、又は、ローマ人がローマを愛したようなし方で、フランスを愛すると云う新しい愛し方を表明し、また、humanisme が、古代の愛国主義をフランスに採用することによって、ラテン語の patria がフランス化することになった」。このようにして、「ギリシアとローマ風の古代愛国主義（patriotisme antique）が、一五世紀以来フランスに形成された近世的愛国主義（patriotisme moderne）に接ぎ木されたところに、フランス革命の愛国主義が、フランスの歴史によって国民的であると同時に、学問の伝統（tradition de collège）によってギリシア—ローマ風のものとして、生まれたのである」⁽³³⁾、と結んで居る。

一六世紀の「宗教改革」の惨憺たる殺戮と分裂を経、アンリ四世のカトリックへの改宗の後（フランスが一つの国と云う意識が形成され）、一七世紀に絶対王制の確立とともに（ルイ一四世の「朕は国家なり」）、「patrie は国王の中に吸収される結果」となった。Bossuet が、この国王化説を代弁した。しかし、この国王に対する完全な服従と吸収の觀念に諦め切れない「開明的フランス人たちの二つの流れ」があった。一つは、「パトリオティスムの自由」（「自由があるところパトリがある」）の形態であり、他は、「人間主義（humanitaire）」の形態である。前者の例としては、コルネ

イユの劇作に於いて示されたローマ人の愛国であり、La Bruyèreの言う「専制主義におけるパトリーなどありはしない」考え、Aguessauの言う「自己愛に勝る祖国愛」、国王の利益は、常に国家の利益ではない」と言う発言がある。後者に付いては、一七世紀当時の、イギリス・ピューリタンのアメリカ移民や、フランス・ピューリタン(ユグノー)のプロイセンやオランダへの亡命の史実が示すように、ギリシア・ローマに由来する「人間主義的愛国」である。モンテニユは、「ソクラテスが言った様に、私の同胞全てフランス人もポーランド人も、国民的絆を普遍的で共通の人間の絆の後に置く、と考える」と書き、また、ボシユエですら「全ての人を愛すべきであるなら、キリスト者にとつて異邦人は有り得るはずはなく、ましてや彼らの同胞市民を愛すべきである」と書いて居る。フェヌロンも、個別的な部分や家族や社会に勝る、一般的で共通の人間社会と大きな祖国への愛を説いて居る。一六五四年のLa Motte le Vayerは、「アナクサゴラスがデイオゲネスにあなたの祖国はどこですかと聞いたのに対して、世界の市民と答え、アレクサンダーを軽蔑したこと、とりわけ外国人排他的国粋主義(xenophobe)を厭い、偉い人人は彼らの理性によつて好むところの生まれた土地でないとここで生きることを善しとする」、と説いた。La Motteの人間主義的パトリオティスムは、むしろより大きな「世界市民主義(コスモポリティスム)」と言うべきである。⁽³⁴⁾

このような歴史を顧みると、patrie, nation, paysといった言葉は、しばしば同義語として使われて来たが、フランス革命が近づくにしたがつて、「愛国者(patriote)」という言葉は、二つの祖国(patrie)と言う意味で使われ、「生まれた国を愛する人」と、「自由による祖国を組織する人」とに区別され、この後者の意味に於いて、一七八九年および一七九〇年においては、ほとんど前者の意味を排除して、patriote(愛国者)とは、revolutionnaire(革命の人)と同義語となり、対立する言葉としてはaïssociale(貴族主義者)と呼ばれるようになったのである。⁽³⁵⁾

Anlardは、さらに18世紀におけるパトリーとパトリオティスムの思想的・实际的形成の過程と意味内容を検討して、

重点的に纏めている。彼は、18世紀の思潮の主流が人類普遍の「コスモポリティスム」であるが、主要な思想家達がそれぞれ「パトリオット」であったことを例証して居る。ただし、彼らが、どういう意味で「愛国者」であったかを問題とし、「自由主義的愛国 (patriotisme libéral)」と「人間主義的愛国 (patriotisme humanitaire)」に区分して、説明して居る。

前者の例として、モンテスキューは、「法Of精神」の中で、書いた。「祖国愛は良き習俗に導き、良き習俗は祖国愛に導かれる。」「政治的徳とは、法律と祖国への愛」のことであり、「共和国における徳と私が呼ぶものは、祖国への愛すなわち、平等への愛」であり、法律と祖国への愛は、「とくに民主主義に影響を及ぼし」、民主主義政府においては、それを保持するためには、祖国を愛すべきである、と書いて居る。⁽³⁶⁾

ヴォルテールについても、「一八世紀に於いて、一般的にいつて、ヴォルテールほど愛国的作家はいなかった」とすら書き、彼の詩の例をあげているが、しかし「ヴォルテールほど祖国を自由に基づかせることを強調した作家はなかった」、として「貧窮者にとって祖国などは全くあり得ない」として「哲学辞典」中の彼の「Patrie」の有名な定義を引用して居る（「自分の耕作地や家や其の市町村を持ち其の主人であり法律によつてこれらが守られて居る者達は、祖国を持つ。しかし、これらの住民が馬小屋に繋がれた馬のように意のままに鞭打つて酷使する馬丁のもとにあるようでは、祖国は無いんじゃないか？ 良い国王のもとでは祖国はあるが、悪王のもとでは祖国などありはしない。」⁽³⁷⁾）。

J. J. ルソーも、同様である。「祖国とは、自由無くしては存立し得ないし、自由は徳無くしては、徳は市民達無くしては存続出来ない。もし、あなた達が市民となるならば、あなた達は全てを持つであろう。そうでなければ、あなた達は、国の首長らを始めとして悪しき奴隷達のみを持つことになる。」⁽³⁹⁾ また、「祖国を構成するのは、城壁でもそれを守る人々でも無い。それは、法律、習俗、慣習、政府、憲法、それら全てから結果する存在のし方 (la manière d'être)

にあるのだ」と教えて居る⁽⁴⁰⁾。

後者(人間主義的愛国主義)の例としては、「百科全書」の中で「パトリオティスム」の項目を書いた Jaucourt は、言っている。「最も完全なパトリオティスムは、人類の諸権利がよく充足されて、世界の全ての人民たちに対してお互いにそれを尊重しあうような時に持つものである」⁽⁴¹⁾。D'Holbach は、次の様に説明して居る⁽⁴²⁾。人間主義的愛国主義について、「正義が万民法の基礎であり、諸国民は普遍的社会と人類の中の個人たちであるに過ぎない。或る人民が他の人民に負っていることは、ある人間が他の人間に負っているのと全く同じである。我々人間と言う種族であることに於いて二つの道徳があるはずは少しも無いのであって、同盟した国民の間には友人の間に存在すると同じ絆があるのである。人間性と平等の絆は、諸人民を、最も遠い外国人であつても、利益の最も異なる人民であつても、結び付けて居るのだ。人間性(humanité)は、パリの市民とペキンの市民とを打ち勝ち難く結び付けて居る絆であり、それは、世界の異なる諸人民を分散した人間個人でしかないとする人類の大家族の全ての構成員を等しく拘束する協定(un pacte)である。しかし彼は、この「人間主義的愛国主義」が当時の諸国相互の現実において適用することは不可能であると論ずる。もし、諸人民の利益が互いに対立するような場合には恒常的「戦争の状態」となり、講和条約の締結も次の攻撃再開までの停戦に過ぎず、互いに他国民の不幸と弱体化を喜び、ギリシア人やローマ人の様に「普遍的愛を全く排除する」。そのような愛が「信頼性」を持つ時代となるためには、諸国民が相互的な法律ないし条約によって、国家を構成する諸家族の様に相互間で結合し、諸国民の利益がより一般的な利益に従属し、ついには祖国への愛が心の中から消え去り普遍的愛の火を燃え立たせる時を待たねばならないであろう。その実現のためには、長い時間を要する「精神のあり方」の問題であるが、「祖国への愛は、普遍的愛を排除するものでは決してない」、なぜなら「ある人民は其の隣人の犠牲において光り(lumières)を得るのではなく、逆に、新しい発見をする精神は、機械を発明するなどによって「世

界への善行者」となり得るからである。Didotも、「人類を啓蒙することは、永続的であり、直ぐ終わってしまう祖国を救うとか治安を良くすることよりずっと価値あることではないか」と問いかけている。

ヴォルテールは、上述のほか、「人間主義的愛国者」でもあったというべきであるとし、それは特に、信仰の自由のゆえに祖国を捨ててアメリカやプロテスタント諸国に移住を余儀なくされた（ユグノーの）歴史に鑑み、（哲学者達とともに）、「フランスはフランス人全体にとって本当の祖国となるのは、良心の自由をプロテスタントに市民的及び宗教的存在を認める時にのみ⁽⁴³⁾」であると強調した。聖職者も同旨の説教を（キリスト教徒は世界市民であると同時に愛国者である。両者は両立不可能なものではない。世界は実のところ共通の祖国であり、共通の避け所⁽⁴⁴⁾の⁽⁴⁴⁾）して居る。

ルイ一六世の君臨の下で、「哲学者達の原則に基づく国家においてのみ祖国がある」（国内改革とアメリカ独立戦争への参加によって）「愛国主義の歴史における新しい時代」が到来するかに思われた。従来の言説や評論の思想レベルから、現実の政治と法の次元、すなわち「フランス革命」の重大かつ複雑な動態の分析に這入らねばならない。この革命前夜の危機的状況において、国王の側近の大臣（経済相）でもあり（ただし一七七六年罷免）、哲学者達（重農主義）の思想の影響を受け、国内改革と世界的視野の政策をもった。R. Turgot⁽⁴⁵⁾について、触れておかねばならない。彼が、同じ閣僚（外務大臣、Vergennes）を通じて、「侵略的・征服的愛国主義を否認し、世界の中でフランスが平和的で有益な役割を果たし、新しい万民法の先駆」となることを提言して居たことである。後に、「憲法制定議会が征服戦争を拒否し、平和的愛国主義を採択⁽⁴⁶⁾」する先鞭をつけた（日本国憲法の平和主義に連なる）ステーツマンとして、記憶されねばならない。なお、当時の学者の教説の例として、「人間の愛国主義」を「キリスト者の愛国主義」と対立させて批判し、人間が神に創造され皆兄弟として大きな家族をなして居たこと（ボシユエも同じ）から墮落し人間の分裂と傲慢と

下劣な利己主義と無関心となり諸人民相互に戦争と流血と破壊をもたらす現実となった「人間の愛国主義」を根本から改め、殺人と野蛮の戦争の栄光と征服の虚栄をやめ、宗教(キリスト教)により地上で共通の大きな家族として互いに善意と善行を尽くし合う完全な調和の世界を目指すべきだと言う「キリスト教愛国主義」(その実「平和主義」)が主張され、それが聖職者(特に下級司祭)によって、広く素朴な農民たちに説教されて居たことも、指摘されて居る。⁽⁴⁷⁾

b. フランス革命の公法原則としての成立(アンシャン・レジームを打破して自由・平等の国民・国家を創造)する

「パトリオティスム」としての「友愛」原則

(1) フランス革命における「友愛」と「Nation」と「Patrie」

この問題について、極めて詳細なたちいった研究を加えた、ボルジェットの⁽⁴⁸⁾著書を、検討しなければならない。彼は、まず、思想的に、「世界市民的(人類普遍的)友愛」観念が、(フランス革命に向かって)次第に「否定(neg.)」される傾斜を持ち、「自由と平等」の「国民(Nation)」の「友愛」が必要となり、「祖国愛(Patriotisme)」が「新しい友愛」として成立し、「自由・平等・友愛の三部標語(trilogie)」が形成される過程を検討・分析している。

このボルジェットの研究によって、上述のオラルの歴史的研究に於いて、「自由と平等」の標語の存在は一般的であったが、實際上「友愛」の標語はほとんど見られなかった実証的研究に対して、實は、「自由・平等・友愛」の原則が、実在的に見て、まさに三位一体の相互不可分の論理的・構造的関係にあることを明らかにした点で、画期的とも言べきものと思われるので、以下、要点を摘記しておく。

「友愛」概念について、「祖国(Patrie)」に「特権的地位」を与え、それを「自由と平等の存立条件」とし、「祖国」を「新しい友愛の源泉(source d'une fraternité nouvelle)」(「自由と平等が、祖国の条件」である)と説くことによって、「祖国」概念に活力を与え、「最も強力で持久力ある影響」を及ぼし「フランス革命」の思想を準備したのは、J. J.

ルソーであったことを指摘し、強調し、詳細に分析した。紙数の関係上ボルジュエットの研究に譲るが、これを要するに、それは、一八世紀フランスに支配的ないし多数であった「君主主義者 (monarchistes)」（ボシユエに代表される⁽⁵⁰⁾）と同時に「世界市民主義者 (cosmophiles)」から、同時に遠ざかるものであった。⁽⁵¹⁾ しかも革命に先立つ時期に於いては、「友愛」の観念は、「ユートピア」ないし「実現不可能な夢」ではなく「実現可能な未来、そして革命の下に於いては新しい社会組織に実在的に共存する現実⁽⁵²⁾」の問題となったことを、強調して居る。

この、自由と平等の祖国を友愛の原則により革命の政治的・法律的原则に結び付ける媒体となったのが「国民 (Nation)⁽⁵³⁾」の概念 (médiation nationale) である。その「国民」概念を、フランス革命の進展にともなう、「自由と平等」を実現する「友愛」の社会としての「祖国」概念に転換し、「絶対君主制に対する戦闘の武器 (machine de guerre contre l'absolutisme monarchique) となり、また「祖国の実現の道具 (instrument de réalisation de la Patrie)」と観念するようになったのである。⁽⁵⁴⁾

共通の出生の土地、共通の言語・歴史・文化・利益を持つ住民を、過去・現在・未来を通ずる社会構成体として抽象的な人格に構成した「国民」概念は、自由と平等の「人間」の「自然」権的人権を保障する「市民」の「社会」の組織・制度として構成される「国家」の創造によって、現実的な公法制度として妥当し實効的に通用するものとなる。その社会的組織の集約の「単一性ないし統一性 (une · unité)」の概念の「国民的媒体 (médiation nationale)」となったのが、「国民」という抽象的な法人格概念であった。ルソーの「社会契約論」が強調した「市民 (citoyen) 個人の自由を平等に保障する社会組織体・国家が主権を保持し、その主権的意志の決定（「一般意志 (Volonté générale) としての法律 (Loi) の制定」）に参加することによって「自由な人民」となる」という思想により、革命の公法制度が制定されることになる。このように、「自由と平等」の社会と国家の創造を実現するためには、国内的にも、国際的にも、貴族の特権層・絶

対君主制(支持者)が支配的だった社会・国家体制(アンシャン・レジーム)の現実に於いて、その根本的変革(「革命」)の担い手を「世界市民の人間」一般に期待することは出来ない。その担い手(主体)は、フランス「国民(Nation)」という統一体にもとめられるほかない。しかも、現実には、地域(地方)的・社会経済的・文化的特色や利害(個別的利害)が多元的に対立し分裂している「国民」を「自由と平等」の新しい「国家(Etat)」体制に統合するためには、その担い手である「国民」を法人格として「法(律)的(juridique)」に構成体とするだけでなく、統一と「友愛」の対象としての「祖国(Patrie)」でなければならぬ。そこに、「自由と平等」を保障する新しい「国家」が、「国民」を媒介として「祖国」となり、「祖国愛(Patriotisme)」と「友愛」が「自由と平等のフランス革命」の成功にとって、実在的に一体不可分のものとして「革命の人々(revolutionnaires, ou hommes de Révolution)」にとらえられたわけである。⁽⁵⁵⁾

以上のような、「フランス革命」の思想的・社会的・政治・法的背景と条件があったからこそ、一七八九年の「全身(分会議)」の招集が「憲法制定の国民議會」となり、その大変革が「革命」の激動となって進展し(貴族革命―市民革命―民衆革命―農民革命への展開と相乗効果⁽⁵⁶⁾によって)、「自由と平等」の「国民・国家(Etat-Nation)」を創造し建設し確立しようとして、「国民―国家」が「自由と平等の祖国」として(国民によって愛される「友愛(Fraternité)」すなわち「祖国愛(Patriotisme)」によって一致結束した「祖国(Patrie)」が必要・不可欠なものとして)要請されその諸条件(とりわけJ. J. ルソーの思想によって)が準備されていたのである。一七八九年八月の「人間と市民の権利の宣言」⁽⁵⁷⁾の「自由と平等」の権利が、何故に「人間の自然的かつ消滅することの無い」人間に固有の不可侵(国家権力・実定法・武力によっても奪うことの出来ない)の人類普遍的(世界市民の本質をもつ(cosmopoliteな))輝かしい「人権宣言」⁽⁵⁸⁾として宣言され、しかし何故に同時に「国民(Nation)」主権が宣言され、「革命の人々」が「国王(roi)」でなく「人

民 (Peuple) に主権の源泉が存することを明記し、「革命」の進行と共に、人民の下からの (実力) 「革命」行動が、「連盟祭」と「祖国の祭壇」⁽⁵⁵⁾として宗教的祭りのように「献納 (consecration)」⁽⁵⁶⁾され、「祖国」と「祖国愛」が強調・教育されたかがよく理解出来るのである。

したがって、「フランス革命」(一七八九—一七九四年) に於いて、オラルルの歴史的・実証的研究 (上記) が検証したように「自由と平等」が国民の多数および公式文書に於いて「標語」として用いられず、「友愛」が三位一体的に用いられていなかったこと、しかし、「友愛」とは「自由と平等」の新しい社会・国家を「旧制度 (ancien régime)」を転覆・破壊して、創り出し打ち立てる「革命の人々 (révolutionnaires)」の相互間に於いて「兄弟」であり「友愛」が存在し、そのような新しい「国民—国家」こそが「祖国 (Patrie)」として強調・「聖化」され、「愛国者 (祖国愛の人々、Patriotes)」とは、「革命の人々 (Révolutionnaires)」にはかならず、「反革命の人々 (aristocrates, monarches)」との間には、敵対・死闘関係があっても、「友愛」や共通の「祖国」もあり得ないと言う意識と論理が支配的となり、「フランス革命の公法 (憲法) 原則」が構成され、實(強)行されて行くことになる。そして、国内的・国際的に、「反革命勢力」に対する、容赦の無い実力行使・弾圧・排除 (バスティーユ、ギロチン、虐殺、恐怖政治) と戦争を敢えてしても、新しい「自由・平等」の「革命フランス」の「祖国」の誕生と統一と存続を防衛しなければならなかったのである。そこに、八九年と九三年の「人権宣言」の人類的普遍性とフランス的特色と限界があり、「光りと闇」の現実があった。そのような「フランス革命」の現実の中で、「人権宣言」と一体の論理で結ばれて居ると解し得る「平和 (征服戦争放棄) 原則」の (歴史的・今日的意義の) 再検討がなされなければならない。

(2) 「自由・平等」の新しい「国民・国家」(社会・国家組織) を創造する「国民」が、その「国家」を「祖国 (パトリイ)」として愛し協力一致して創り出す絆としての「祖国愛 (パトリオティスム)」となる「友愛」

このようなフランス革命の中で、「自由・平等」が掲げられても、實際上「友愛」と言う標語が使われなかったことは、「自由で平等」な新しい社会・国家組織を、君主を主権者とする「旧制度(アンシャン・レジーム)」を根本的に転覆して創り出して行く戦いの狼煙として、その「革命」を潰し阻止しようという「反革命」の国内的・国際的思想と勢力に対して、「友愛」を語ることが出来なかったからである。「友愛」とは、「革命支持の人々(revolutionnaires)」の間で「兄弟たち(frères)」の結束を確かめ・強めるための「合言葉」であつても、「反革命の君主主義者・貴族主義者」とは、「敵」として戦うほか無いと考えられた。

したがって、近代的な社会・国家組織を創り出す担い手ないし主体としては、「君主」ないし「貴族」の特権層に期待することは出来ず、また、当時の「世界市民的人間(cemopolites)」に頼るわけにも行かず、フランス国民(Nation française、しかも「革命を理解し支持する」国民)の「主権」的意志(新しい国民的総意としてのVolonté générale: Loi)に拠るはかはなかった。そこに、一八世紀の政治・法思想のうち、J. J. ルソーの基本的影響がはつきりとみられる。「革命」を遂行し、新しい「自由・平等の国家」を創出し「政治的・法的に制度化」して行くのは、「祖国愛」と言う「友愛」によって一つに「統合」された「国民」に拠るはかはなかった。その意味で、「友愛」原則は、「自由・平等」原則と共に、「実在的に共存し結合(consensuellement)」。されていたと考えられる。⁽⁶¹⁾

「フランス革命」とは、「自由と平等の祖国(社会―国家体制)」を「国民」がアンシャン・レジームの根本的変革・「革命」によって現実に新たに創り出す運動のことであつて、その「国民」とは、「祖国愛」Ⅱ「友愛」によって堅く結ばれた「革命の人々・市民(レヴォリュシオネール・シトワイアン)」であるという意識と実質的に不可分に結び付き、形成され、進行し、強化されて、「革命の公法」原則が出現し成立していったと言えよう。だとすれば、一見基本的に矛盾する、「人権宣言」(一七八九・一七九三年)の掲げた「自由と平等」の人類普遍・永久不可侵(droits naturels

et imprescriptibles de l'homme のコスモポリティク) 性と、フランス国民に主権が存し法律は「総意 (la volonté générale) の表現」といったフランス国民的 (ナショナリスティックな集権国家的) 性格との共存が、Nation と「祖国愛」を媒介として理解されるのである。このことは、「人権宣言」と不可分ないし密接に関連すると解される国際関係における「平和宣言」(一七九〇・一七九三年) についても、同様に解されるが、さらに掘り下げた検討を要する。以下、特に「友愛」原則と「平和宣言」をその思想と実態に重点を置いて論述する。

(注)

- (1) G. Jéze, *la réparation intégrale des dommages causés par les faits de guerre*, RDP, 1915, no. 1, p. 5-80.
- (2) 拙著『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、一九九一、一八二二、四七一五六ページ、参照。
- (3) G. Jéze, *op. cit.*, p. 27. もし、第一次世界大戦の現実が、軍人のみならず市民一般を巻き込む「無差別」の「全体戦争 (total war)」の様相 (「特 (限) 定」不可能) を呈するならば、「完全保障」の論理は破綻 (実現不可能) し、その「戦争」そのものの否定ないし反対結論となるはずである。
- (4) 深瀬忠一、「ジャン・シヨレスの平和の法思想と生—『新国軍論』をめぐって—」、野田良之先生古稀記念論文集『東文化の比較と交流』有斐閣、一九八三、三〇—三三七ページ、参照。
- (5) J. Robert, *Liberté, Egalité, Fraternité*, 1976, in *Mélanges Georges Burdeau*, Siley, 1977, p. 957.
- (6) M. Borgetto, *La notion de Fraternité en droit public français, le passé, le présent et l'avenir de la société*, LGDJ, 1993, notamment, p. 15.
- (7) Y. Higuchi, "Les quatre «Quatre-vingt-neuf», ou la signification profonde de la Révolution française pour le développement du constitutionnalisme d'origine occidentale dans le monde, in du même, *Le constitutionnalisme entre l'Occident et le Japon*, PIFP, 2001, p. 3-14.
- (8) A. Aulard, *La devise «Liberté, Egalité, Fraternité»*, in *Etudes et Leçons de la Révolution française*, 1905, p. 1-31.

- (9) *ibid.*, p. 1-2.
- (10) 「la nation, la loi, le roi」(一九八九年一月二二日法)、「Liberté, Egalité, Vertu」(an 2)、「Liberté, Egalité, Justice」(an 3)・*etc. ibid.*, p. 2-7.
- (11) *ibid.*, p. 27-28.
- (12) *ibid.*, p. 30.
- (13) 深瀬忠一・樋口陽一・吉田克巳編『人権宣言と日本』、勁草書房、一九九〇、参照。
- (14) 深瀬忠一、「フランス革命の光りと闇に学んでー日本国憲法の平和の理念とその実現の仕方について思うー」、札幌日仏協会編『フランス革命の光りと闇』、勁草書房、一九九〇年、所収、一七七一―九二二ページ、参照。
- (15) 深瀬忠一「戦争放棄と軍備撤廃の法思想的的研究(一)」、「宮沢俊義先生古稀記念・憲法の現代的課題」有斐閣、一九七二年、八〇―一二三二ページ。
- (16) 深瀬「戦争放棄と軍備撤廃…」、*ibid.*, p. 196-199.
- (17) 深瀬忠一「フランスの公法学の第一人者 Georges Vedel 教授の貢献」、ジュリスト、二〇〇三年九月一五日号、一六七―一七八ページ、参照。ヴェデルは革命の人々の国家(民)主権概念の歴史的・国民的限界を論じ、今日の「ヨーロッパ連合」のような超国家組織のことは考えていなかったと説いている。
- (18) M. Borgetto, *La notion de Fraternité en droit public français*, op. cit., p. 20.
- (19) 深瀬忠一「平和憲法はたたかた守られ発展するー恵庭事件・長沼事件の憲法訴訟をめぐるー」(杉原泰雄・樋口陽一編『日本国憲法五〇年と私』岩波書店、一九九七年、一七一一―一七二二ページ)という意識の原点である。
- (20) Borgetto, op. cit., p. 19-20.
- (21) 深瀬忠一「戦争放棄と軍備撤廃の…」、五一―五三ページ。
- (22) *ibid.*, p. 84-88.
- (23) *ibid.*, p. 93-99.
- (24) T. Ruysen, *Les sources doctrinales de l'internationalisme*, t. II, 1958, p. 380. cité par M. Borgetto, op. cit., p. 24.
- (25) *cit. par. Aulard et Borgetto, ibid.*, p. 23.

- (26) *ibid.*, p. 23.
- (27) 「人類は唯一の家族のみを構成しているという哲学の原則を確立するために」奴隷制を廃止すべきだと「黒人の友の会」の議員の多くの発言が有り（一九〇七年一月二二日、*A. P. t. II*, p. 277）、また、「この普遍的友愛を鼓舞することによってのみ、苦悩と犯罪のこの地球を至福の地に変えることが可能となるのだ」（一七九〇年四月一〇日、*A. P. t. II*, p. 628）と、演説されて居る。*cit. par Borgetto, op. cit.*, p. 24. なお、彼が、当時の「*la Francmaçonnerie*」の影響を指摘して居る点（p. 22-26）⁷検討を留保しておく。
- (28) *ibid.*, p. 22.
- (29) *ibid.*, p. 26-27.
- (30) *ibid.*, p. 27-28. 深瀬忠一「戦争放棄と軍備撤廃…」*op. cit.*, p. 151-167 参照。
- (31) A. Aulard, *Le patriotisme français de la Renaissance à la Révolution*, 1921, p. 19. et note (2).
- (32) *ibid.*, p. 12.
- (33) *ibid.*, p. 14-16.
- (34) *ibid.*, p. 25-34.
- (35) *ibid.*, p. 39.
- (36) *Esprit des lois*, iv, 5; v, 2, et *Avertissement*. *cit. ibid.*, p. 43. オラルは、「祖国愛は、平等への愛」と言うことによって、「一七九三年のフランス人の愛国主義を予め表現していた」と書いて居る。なお、坂上孝「モンテスキューとフランス革命」、札幌日仏協会編『フランス革命の光と闇』、勁草書房、一九九七年、四五ページ、参照。
- (37) Aulard, *op. cit.*, p. 44-45.
- (38) 杉原泰雄「主権者・市民となるために」（日本国憲法施行五〇周年公開講義、一九九七年）、平和文庫二一、の「市民」観念に、「このルソーの思想が復活して生きて居ると思う」。
- (39) Article *Economie politique*, dans l' *Encyclopédie*. *cit. Aulard, ibid.*, p. 46.
- (40) Emile, *livre v. cit.*, Aulard, *ibid.*, p. 46. et s.
- (41) Aulard, *op. cit.*, p. 55.

- (42) *Système social*, t. 1, p. 109. cit. Aulard, op. cit., p. 55-57.
- (43) Aulard, op. cit., p. 64.
- (44) cit., *ibid.* p. 64.
- (45) Turgot, in *Grand Larousse*, t. 10, 1964, p. 557; Aulard, op. cit., p. 68-76.
- (46) Aulard, *ibid.*, p. 69-70, et note (1).
- (47) Aulard, *ibid.*, p. 75.
- (48) Borgetto, op. cit., p. 26-36.
- (49) *ibid.*, p. 26-78.
- (50) 「祖国とは原罪の結果であるに過ぎず、相異なる諸人民の間の地球の分割なのだから、祖国愛はキリスト教信徒にとって
は高圧的な義務である。」*ibid.*, p. 26.
- (51) *ibid.*, p. 36.
- (52) *ibid.*, p. 37.
- (53) *Nation* とは、一七六二年 (*Dictionnaire de l'Académie française*) には、「同じ国 (*état*)、同じ土地 (*pay*) に、同じ法律
(*lois*) のもとに生き、同じ言語を用いて居る、すべての住民」と定義され、一七八九年には (J. Godechot の引用する当時
代人の言葉)、「ある領地 (*un territoire*) に住み、ある財産 (*une propriété*) を所有し又は土地を耕す人々のために必要な仕
事を負担し、法律に従い、課税を支払いそして国 (*pays*) に奉仕する市民達 (*citoyens*) の全体」と、考えられて居た。
- (54) Borgetto, op. cit., p. 42.
- (55) *ibid.*, p. 40-47. の詳細な(くどいほどの)循環過程の分析がある。
- (56) 遅塚忠躬「フランス革命史学の現状と展望」、深瀬忠一・樋口陽一・吉田克巳編、『人権宣言と日本』勁草書房、一九九
〇、三三―四六ページ、参照。
- (57) 樋口陽一「フランス革命と世界の立憲主義」、同書、九〇―一〇一ページ、参照。
- (58) 上掲『フランス革命の光と闇』(一―ii ページ) シンポジウムの基本的視座。及び、上記「樋口論文」の「ルソー・ジャ
コバン型」と「トクヴィル・アメリカ型」の対称類型について、参照・再考のこと。

(59) 立川孝一「革命祭典の図像」、前掲『フランス革命の光と闇』、七、一二二ページ、参照。

(60) M. Borgetto, op. cit., p. 37 et s.

(61) Borgetto, op. cit., p. 15 et s. において (J. Robert も基本的に同旨だと解し)、彼の研究の「キーワード」であるといつてよい。

Ⅲ・フランス革命の二つの憲法的「人権宣言」と二つの「平和宣言」

―その公法原則と一七八九―一七九四年の現実

A. 二つの「人権宣言」としては、一七八九年（八月二八日）の「人間と市民の権利の宣言」（一七九一年九月三日憲法前文となる）および一七九三年（六月二四日）の「人間と市民の権利の宣言」の二つの「人権宣言」を揚げねばならない（ロベスピエールの人権宣言案（一七九三年四月二四日国民公会提出）も注目される）。この二つの「人権宣言」の「特徴」と歴史的「意義」の明解な要約は、中村睦男筆「一七八九年と一七九三年の人権宣言について」を参照されたい。ただここでは、一七八九年の「人権宣言」が、「世界を一周（数周）する人類普遍の（コスモポリイトな）意義と影響力をもったことだけを指摘しておく。

そして、これと密接な（不可分の）関連において、二つの「平和宣言」の原則と現実的機能の点からは、二つの「好戦宣言」（「友愛」「平和」の名における）の問題が、掘り下げて検討されねばならないのである。以下、四点(B. a. b. c. d.)に分けて考える。

B. 二つの「平和宣言」(a・d)と二つの「好戦宣言」(b・c)

a. 一七九〇年（制憲議会・コンスティチュアント）の「征服戦争放棄宣言」（五月二二日）（憲法正文としては、一

七九一年九月三日憲法六編冒頭の法文となる)。原文と共に再録しておく。

「La Nation française renonce à entreprendre aucune guerre dans la vue de faire des conquêtes, et n'emploiera jamais ses forces contre la liberté d'aucun peuple.」⁽⁶³⁾

「フランス国民は、征服を目的とする戦争を放棄し、その武力を如何なる人民の自由に対しても決して行使しない。」

この「平和宣言」原則の成立・制定の経緯、性格・意味・内容、特徴については、拙稿「戦争放棄と軍備撤廃の法思想史的研究(一)」⁽⁶⁴⁾で詳論したので、参照されたい。その原則の結論的特徴としては、一「征服戦争放棄」、二「自由な憲法体制との結合」、三「独立対等な主権国家の連帯」の三点に要約してよいことは、基本的に正しいと確認し得る。ただ、「自由・平等・友愛」の革命の三標語との関連、特に上述「友愛」原則との関連において、「人権宣言」と「平和宣言」がどのようにかわりあっていたのが、つきとめられてきたことを述べたい。

一「すなわち、先ず、この「平和宣言」原則によって、「戦争と平和」「外交と防衛・安全保障」の主体・担い手が、君主から、国民に、根本的に転換した―国王(王朝)の外交から国民(人民)の外交へという「革命」が起こった―ことである。もはや「戦争と平和」は「国王」のもの(専権事項)では無く、「国民」のもの(権利と責任)となったといえる。「人権宣言」に基づいて、国際関係における「国民主権」の原則の論理が貫徹し、「国民」が登場したのである。戦争をするも、平和を守り築くも、国民の決定(自由と責任)の問題となった近代憲法原則が成立した。

以後、近代戦争は、原則上も實態上も、「国民戦争」となっており、さらに「人民戦争」・「全体戦争(total war)」の現代戦争への道を―名実ともに―進むことになる。そのような国際関係(法)の進化の中で、フランス革命の「征服戦争放棄(違法化)」憲法原則の成立は、国際的にも画期的に重要な進歩的意義を持つ、と言わねばならない。一八九年を経た後、第一次世界大戦(「現代戦争」)の後「国際連盟」の成立以来、現代国際法の「侵略戦争違法化」原則に進

化する（ただし「侵略」と「防衛」の区別が出来るかという重大な問題を残しつつ）のである。

（二）次いで、それは「自由・平等の近代国家」が、国際関係において存続し、平和的に生き残っていく、革命フランスの、国家体制（対内的・対外的）の原則の宣言である。「人権宣言」の「自由・平等」原則の条項の「革命の人々」の創造的・総合努力の過程は、フランス固有の思想・慣習・法に基づき、当時までに集積せられた先進諸国の人権尊重・保障の宣言・法文・慣習・思想のすべてを検討・参照しーイギリスのマグナ・カルタ以来の自由の保護特に「権利章典」、アメリカ（英国植民地時代）の各州憲法の人権保障規定と独立宣言（ラファイエットが、トマス・ジェファソンの意見も参照しつつ、「人権宣言」の最初の草案を制憲議会に提出し議会における討議が進んだことについて⁶⁵）などを参照しー多元的な人権尊重原則をフランス的な「体系の精神（*esprit de système*）」によって（一八世紀のフランスの「啓蒙思想の哲学者たち」、「百科全書」、特にモンテスキュー⁶⁶、J. J. ルソーの影響が強い）、アンシャン・レジームの「自由・平等」の人権無視・弾圧・抑制のシステムを根本的に破棄し、新しい社会・国家システムを創造・構築する基本的目標を起草・条項化したものである。そこに、「人間の権利の宣言」として、人類普遍の（時空を超えた）自然法に基づく自然権としての普遍妥当性を持つという（コスモポリトな）政治的・法的普遍性⁶⁷が生まれる理由があるのである。また、第二条の「あらゆる政治的結社の目的」が「自然的かつ消滅することの無い人間の権利の保全」であると明記し、「自由、所有、安全及び圧制に対する抵抗⁶⁸」が明示されて居ることを指摘しておく。

しかしながら、この「自由・平等」の「人権宣言」を認めず、これを公然ないし実質的に否定・排除・反撃・弾圧する「反革命」の（思想・社会・権力を保持し固執し武力をもって戦う）国内的・国際的勢力が厳存したことも確かであり、この「革命」と「反革命」の原則と勢力の敵対的現実にあつて、「友愛」が「自由・平等」と共に当時三位一体の公的標語として掲げられなかった理由がある。が、だからといって実（在）質的に「自由・平等」（人権）の盟友（革

命の人々)の間に(「兄弟」の)「友愛」が存在・強調されなかったわけではなく、それは、生命を賭して死守され戦い勝ちとらるべき(戦友の同志愛)「祖国愛(パトリオティスム)」として(市民(シトワイアン)に)強力・不可欠なものだったのである。そこに、人類普遍の人権原則の普遍的妥当性と同時に、フランス国民的意義と限定⁽⁶⁷⁾(界)があったわけである。

三)この「人権宣言」との関連において、この「平和宣言」の意義と特徴も明らかとなる。それは、特に「平和宣言」の後段が「如何なる人民の自由に対しても」その「武力を行使しない」と宣言している点―その「人民の自由」とは何ぞや―という一点である。その「自由」とは、「人権宣言」第二条の言う「自然権」としての本質を持つ諸「自由」であり、また「人権宣言」全条項を指導理念とする「自由・平等の新社会・国家体制」の「革命」の「祖国の自由」でもある。このように「自由」概念が拡張的に解釈し得るとすれば、「如何なる人民の自由に対して決してもその武力を行使しない」という宣言は、もし、某国においてその人民が「自由・平等の社会・国家」の建設のための「革命」を起こし、これに対する旧制度の政府が軍事的鎮圧に乗り出し、革命の「人民」が「革命フランス」に軍事的支援の緊急要請をして来た場合、フランス軍の「武力の出動と行使」は、「如何なる人民の自由に対しても決してその武力を行使しない」という宣言に矛盾しないどころか、積極的に宣言を実行する「革命拡張」精神に合致することにもなり得るのである。

このように、「征服戦争放棄宣言」は、確かに画期的「平和宣言」として、国際平和に寄与する立憲平和主義・平和の国際法の先駆であり、その「平和宣言」の効果を發揮した実例も無いわけではないが、その後の「革命」の進行は、この「平和宣言」を「革命拡張」の精神の方向に推し進めることになるのである。

b. 一七九二年(四月二〇日)対オーストリア皇帝宣戦布告と反戦論の挫折(「ビルニッツ宣言」の挑発)

一七九一年六月、国王ルイ一六世一家は「革命フランス」から国外逃亡を企てて失敗し、パリに連れ戻された。アンシャン・レジームの君主制諸国は「革命フランス」に脅威を感じ、一七九一年八月二八日、「反革命」の意思表示としてオーストリア・プロイセン共同で「ビルニッツ宣言」⁶⁹を発表した。しかし一七九一年九月三日「革命フランス・制憲議会」は立憲君主制憲法を採択し、「征服戦争放棄」規定も憲法正文となった。

一「国民議会（立法議会）」は、激しい論議と権力抗争の後、「ビルニッツ宣言」の挑発にのり、議会に臨席した国王の提案に基づき、一七九二年四月二〇日、下記の文面のオーストリア国王に対する「宣戦布告」によって「開戦」を宣した。

「国民議会は宣言する。フランス国民は征服を目的とする如何なる戦争も企てず、如何なる人民の自由に対しても決して武力を行使しないという憲法によって定められた原則に忠実に、武力を用いる（prend les armes）のはその自由と独立の防衛の為にのみであることを、彼女が行わざるを得ざらしめられたところの戦争は、決して国民の国民に対する戦争ではなく、自由な人民の一国王の不正な侵略に対する正当な防衛（n'est point une guerre de nation à nation, mais la juste défense d'un peuple libre contre l'injuste agression d'un roi）である」⁷⁰。

この開戦宣言に、「平和と戦争」・「自由と専制」に関する原理的重要問題が、現実にはどんな意味合いをもつか、が提示されている。

すなわち、「征服戦争放棄」の「平和宣言」の論理（制限・指導の憲法原則として）を徹底する方向に進むか。それとも、それを「建前（隠れ蓑）」として、アンシャン・レジームを転覆し、自由・平等の国民国家を創造する「革命宣言」の論理（革命的拡大・支配の原則として）強行・展開する方向に進むのか、と言う鋭い岐路に立つことを明瞭に示唆していたことに、特に注目しなければならない。

ここでは、「征服戦争」を「放棄」し禁止・制限して「平和」を維持し、確保すると言う「平和」の論理と精神は陰を潜め、「戦争」開始の正当化のみが高唱・強調されている。そして開始される「戦争」が「国民対国民」の「戦争」では無く、「国王(個人)の決定し遂行する侵略」に対する「自由な人民の正当防衛」と断ぜられていることは、当時の国際社会における圧倒的多数の国が(フランス、オーストリアを含めて)君主制(旧制度)諸国であることを考えれば、成り立たない(「人民の自由な革命」を前提としなければ、「平和」とは両立しない)論理である。端的に言って、「革命フランスの(現実的には)それら総ての国」に対する「革命の戦争宣言」である。「平和宣言」などではない。しかも、そのような「戦争」が、「自由と防衛の為の正義の戦争」と称せられ、さらにそれが(人間個人の)「正当防衛」権の発動と同一視される短絡になっている。これは、当時の国際(法)常識からは認めがたい論理であった。それは、「革命戦争」の論理というほかないものであった。

このことは、「ピルニッツ宣言」⁽⁶⁹⁾が、確かに「革命フランス」に対する反対・抑圧の「脅迫」的宣言であり、国際的「脅威」であったことは、重大であるが、それが「現実的に差し迫った軍事行動による外国軍の侵略」とまでは言えないから、「革命フランス」の「宣戦布告」は、現実には、「先制攻撃の開戦」⁽⁷¹⁾だったと言わざるを得ない。このことは、「自由な人民」と自称する「革命フランス」の現実の主体(国王、立法議会、人民の世論の分裂)の現実的思惑・感情の対立・衝突を孕む「好戦的奔流」の衆合勢力(少数の「反戦・平和」論を圧倒)を分析することによって(「開戦」は不可避の「歴史的必然」とは断定できないことが)明らかとなる。

二「宣戦布告」は、憲法機構上の、国王と議会の協同による仕組であり、両者の合意によって圧倒的多数(反対は「フオイヤン」派二名、「モンターニュ」派二名。六名という説もある)で決議された。しかし、その「開戦」の多数の内実は、甚だしく相矛盾・対立し分裂した思想と思惑と勢力のバラバラの好戦論の寄り合い所帯であった。その分布

状況は、次のように要約される。まず、「王党派」(マリー・アントワネットの影響下にある反革命の君主制外国同盟軍の戦争誘発を図る)、次いで、過激派革命・民衆の鎮圧派(ラファイエット、デムーニエら、開戦後勝利の余勢をかつてその軍隊を反転させパリの過激派(王制転覆)ジャコバン派と民衆を鎮圧する)、次いで、旧(貴族的)軍人たち(陸相ナルボンヌら)、次いで、国王ルイ一六世(最後まで態度を明らかにしないが、国外逃亡を企てたことにより、反革命戦争の真意をもつことを示唆した)、次いでジャコバン右派・ジロンドンの強力な多数(ブリッソー、イスナールらを指導者とする、短期決戦の勝利により、王(王の反革命意図の暴露)制打倒、貴族・特権勢力の駆逐、革命フランスの統一、国威発揚とそれによるアツシニヤ紙幣の信用の回復等の樂觀的・熱弁で煽った)。結局、このジロンド派の権力奪取により、議会の宣戦布告が決議されたといつてよい。⁽⁷³⁾

すなわち、一七八九年八月の「人権宣言」の決議の後、それと実質的に一体ないし延長線上に決議されたと解される「平和宣言(侵略戦争放棄)」決議(一七九〇年五月二二日)は、「制憲議会」としての「国民議会」の憲法的決議として、そのまま自動的に一七九一年九月三日「憲法」成文となったわけではない。その前に、一七九一年六月の国王ルイ一六世一家の(革命フランス国民に背を向け反革命の外国に)国外逃亡の企てに失敗した(パリに引き戻され、タンブルに幽閉された)事実があり、国民の国王に対する信頼が大きく動揺・喪失するという混乱があった。この事件は、王制を廃止し共和制憲法制定への動きを強めたが、「国民議会」は、両者の妥協としての(「人権宣言」と「平和宣言」を含む)「立憲君主制憲法」を制定して、「制憲」の任務を終え、全く新しく選出された議員による「立法議会」としての「国民議会」が、革命の理念と原則を立法・実施に移す任務を担っていた。この一七九一年憲法を制定に至らした最も重要な指導者がバルナーヴである。しかし、この危機的な憲法制定過程のさなかに、上述「ビルニッツ宣言」が、一七九一年八月二七日、オーストリア「皇帝とプロイセン国王の協同宣言」として発表されたのである。本稿にとって重

要であるので、念のため全文を引用しておく。

「皇帝陛下及びプロイセン国王陛下は、プロヴァンス伯爵及びアルトワ伯爵の要望および代表を聴聞したうえ、フランス国王が現在おかれている状況はヨーロッパの総ての主権者にとって共通の関心事 (*un intérêt commun à tous les souverains de l'Europe*) であることを、共同で宣言する。両陛下は、この関心事は援助を求められた諸列強 (*Puissances*) により間違いなく承認され得ることを希望する。したがって、諸列強は、フランスの国王が最も完全な自由に於いて、諸主権者の権利と国民の福利 (*bien-être de la Nation*) に等しく適合的な君主政体の基礎を確保する状態 (*état d'affermir les bases d'un gouvernement monarchique*) におくために、彼らの陛下達とともに彼らの武力 (*forces*) 相応の最も効果的な方法を用いることを拒絶しないであろうことを、希望する。したがって、このような場合には、彼らの皇帝陛下及びプロイセン国王は、ここに提案された共通の目的を達成するために必要な武力 (*forces nécessaires*) とともに、相互の合意にしたがい、迅速に行動する決意である。その時まで、両陛下は、彼らの部隊 (*troupes*) が行動を起こすことが出来るよう適切な命令を与える。 ピルニッツにおいて、一七九一年

八月二七日 署名、レオポルド および フレデリック・ギイヨーム⁽⁷⁴⁾」

以上の宣言に言う「フランス国王が現在おかれている状況」とは、その国外逃亡の失敗の後、逮捕されタンブル監獄に幽閉されている事実を直接具体的に指すと同時に、「革命」によって主権者が君主から国民(代表)に移転し、「自由・平等の政体」が創設されようとしていることに対する、「君主政体」確保とその為「武力行使」をふくめた君主制諸国の協力・支援の要請であり、決意表明であることは、明らかである。その後の両国の「革命フランス」に敵対する行動は無視出来ないが、オーストリア・プロイセン軍が、国境を犯してフランス国内に進攻し「侵略」したという(明白ないし切迫した)事実はない。したがって、この「ピルニッツ宣言」が、重大な「脅迫」ないし「挑発」の圧力ではあ

ても、両国のフランスへの武力「侵略」行為であったとまでは言えず、フランス国民議会の「宣戦布告」は「先制の開戦」であったと言わざるを得ない訳である。

上記要約のような多元的好戦論を圧倒的多数の国民議会の「宣戦布告」決議に導いた「開戦論」の最も強力・熱烈な論議として、ジロンド派のブリッソーを代表的論客とする、ジロンド憲法草案をとりあげ、極少数の反戦論については、その後で述べたい。

c. ジロンド派の「友愛宣言」(「自由の十字軍」)と「憲法草案」

ジロンド派の指導的論客ブリッソーの、国外逃亡をはかった国王を「裁判にかけ得る」⁽⁷⁵⁾及び「開戦論」の論拠について、代表的演説の記録を注記しておく。この種「戦争観」が、ジロンド派の権力奪取(上記フォイヤン、チュルゴー、ネツケル、ミラボー、そしてバルナーヴの開明的穏健和平論の影響下にあった政府特に外相ヴェルジャンヌの後継者レサールを罷免)して、上述王制派・共和制派「呉越同舟」の「開戦」に突入して行くのである。

開戦後、オーストリア・プロイセン同盟軍は、たちまち「呉越同舟」(当初は貴族を指揮者とする旧軍隊)のフランス軍を破り、東部に侵入し怒濤のごとくパリに向かった。樂觀的「開戦」論は一挙に粉碎された。祖国「革命フランス」を防衛する「祖国愛(パトリオティスム)」の高揚・強化、「革命政府」による「祖国は危殆に瀕せり(La Patrie en danger)」の呼びかけに応じて「銃をとった市民(義勇兵、ラ・マルセイエーズ)」が起ちあがり、一七九二年九月のヴァルミイの戦勝以来反攻に転じ、国境を越えて外国侵攻を進めた。この間、一七九二年八月一〇日に、第二次革命が起り君主制を廃止し、共和制となり、国民公会が選出され「恐怖政治」に向かう。この戦争をめぐつて、ジャコバンがジロンド派とモンタニヤール(山岳派・狭義のジャコバン)派に分裂し、死闘と「恐怖政治」に向かう。その「ジロンド憲法草案」(一七九三年二月一五—一六日国民公会に提案されるも採択されず)の第二三編(「フランス共和国の諸外国

民との関係及び共和国の対外関係について」の次の条項が「戦争と平和」観を良く示している。

「第一条、フランス共和国は、その自由の維持、その領土の保全及びその同盟国の防衛のため以外には、武器をとらない。

第二条、彼女(フランス共和国)は外国領域を自らの領土に併合することを厳粛に放棄する。ただし、その領域の住民の多数が自由に表明した要望にしたがい、またそのような併合を要請した領域が、事前にまた自由な同意による憲法において表明された社会規約によって、他の国民に組み込まれかつ結合されない場合においてのみ、併合されることがある。

第三条、フランス共和国の軍隊によって占領された国においては、將軍たちは、彼らにとつて自由に行使可能なあらゆる手段を用いて、人身及び財産の安全を維持し、それらの国の市民をして彼らの自然的、市民的及び政治的諸権利を全面的に享受することを確保しなければならない。將軍達は、如何なる口実においても如何なる場合においても、彼らが賦与された權威によつて、自由と平等と人民達の主權に反するような慣行の維持を保護することとは出来ない。

第四条、フランス共和国は諸外国民との関係において、人民一般の同意によつて支持されている諸制度を尊重する。⁽¹⁷⁾

これらの条項の背景は、革命フランスの外国侵略軍に対し「自由の祖国」を守る「祖国防衛戦争」の当初の敗戦から、フランスの「人民軍」がプロイセンの「旧職業軍」にヴァルミーで勝利した(一七九二年九月二〇日)後、オーストリア軍を破ったジェンマツプの戦勝(一一月六日)以来、フランス軍が占領したニース、サヴォワ、ベルギー、ライン左岸を、併合していた。この間、国民公会は、有名な「友愛宣言」(「国民公会は、自らの自由を回復しようとする総ての

国民に、友愛と救いの手を差し伸べることを、フランス国民の名において宣言する。」を決議（一七九二年十一月九日）している。その展開線上にあるジロンド憲法案案項は、「平和宣言」ではなく、それからの逸脱であり、「自由と平等の祖国」の「革命の輸出」・「普遍的自由の十字軍（une croisade de la liberté universelle）」・「武装的宣伝（propagande armée）」であり、⁽⁷⁸⁾「この思想宣伝戦から現実の革命的侵略戦への転換に対する列国の回答が、対仏同盟の結成であった」。一七九三年二月から三月にかけて、フランスは、イギリス・オランダ・スペインやイタリア諸小国にたいしても、宣戦布告ないし国交断絶を宣言し、「革命フランス」は、全ヨーロッパ諸国を敵に回すことになった。したがって、思想的にも、現実的にも、ジロンド派の「国際宣言」は、「征服戦争放棄」の「平和宣言」からの逸脱ないし大転換であり、その「友愛宣言」は「自由の戦争宣言」であった、それはナポレオンの「征服戦争」に直結する論理であったと言わねばなるまい。その好戦論を煽る先頭に立ったのが、ブリッソーであり、反対論のリーダーが後述ロベスピエールであった。

d. ジャコバン（モンタニヤール）憲法の「平和宣言」（内政不干涉）

ジロンド派とモンタニヤール派の死闘の争点であった（国内的危機と）国際戦争（と平和）の問題について、国民公会はジャコバン（モンタニヤール）憲法（一七九三年六月二四日決議、ただし革命状況により施行されず）を採択・決定し、「フランス共和国と諸外国民との関係について」、次のように規定する。

第一一八条、フランス人民は自由な諸人民の友であり自然的同盟者（allié naturel）である。

第一一九条、彼（フランス人民）は他国民の内政（dans le gouvernement des autres nations）に決して干渉しない。彼は他国民が自らの内政に干渉することを決して甘受しない。

第一二〇条、彼は、自由の主義ゆえにその祖国を追放された外国人に対し庇護を与える。

第二二一条、彼は、自らの領土を占領する敵とは決して和を講じない。

(なお「立法府の作用」として、「宣戦」(五四条)にはその「法律」の決議を要し、「領土の防衛、条約の批准、軍の最高司令官の任免」(五五条)はその「命令」を要する。)⁽⁷⁹⁾

この条項は、国民公会で採択・決議されたが執行されなかったけれども、ジロンド派との死闘に勝ったモンタニヤール(ダントンが主導、ロベスピエールも同旨)の思想を反映しており、一七八九年五月の「制憲議會」(一七九一年九月憲法)の「征服戦争放棄」・「平和宣言」の原則を、上記(a・b・c)の試練と経験に基づき、「フランス革命の平和宣言」・「侵略戦争放棄原則」の憲法原則化の意味内容を確定したもの、と解して良いと考える。

ただし、この(b)(c)から(d)への転換は、ジロンド派に対するモンタニヤール派の勝利とロベスピエールの「恐怖政治」に向かう国内的現実及び国際戦争の開戦当初における敗北と反攻の後の戦況悪化の現実が背景にあった。「人權宣言」と「平和宣言」を一体的な憲法原則として考える本研究の思想的・現実的意義を探索する観点からは、この大変動の危機的時期(一七八九—一七九四年)における、反戦・平和論の存在とその意義について、次項で立ち入って検討し要約しておかねばならない。

C・極少数(バルナーヴとロベスピエール)の反戦・平和論の主張

人類史上、初めて近代憲法原則として「征服戦争放棄」を憲法上採択し、現代憲法・国際法に甚大な影響を遺したこの「平和宣言」の意義は、前項で検討した「B・b」の「対オーストリア宣戦布告」の「開戦」への逸脱から「B・c」の「ジロンド憲法草案」の「自由の革命」戦争への転換(それは「ナポレオンの征服戦争」の論理に直ちに展開(転移)しうる)こと、したがって、この「戦争論」に一貫してたたかった(穏健と急進の対立ある)二人の「反戦・平和論」の意義を明らかにしておくことは極めて重要である。

a. バルナーヴの穩健反戦・平和論⁽⁸¹⁾

彼は、グルノーブル出身で「瓦の日」を主導し「ドーフィヌ身分会議」「全国身分会議」「国民議會」の招集・成立、そして「制憲議會」を指導し一七九一年「立憲君主制憲法」制定の「革命の指導者」であつた―また、「侵略戦争放棄」の「平和原則」の精神を体现した政治家であり思想家であつた―と言つてよい。この「制憲議會」において（一七九〇年五月）、当時革命の最大の指導的政治家でもあつたミラボーと対決し、戦争と平和・外交の権限について国民議會と国王の「協同」方式に対し「国民代表」議會の專權的決定權を主張して譲らなかつた（投票では負けたが）論客（一七九〇年国民議會議長に選ばれる）であつた。しかし、一七九一年六月の国王一家の国外逃亡の失敗の後、パリに連れ戻した国王家族と馬車中に同行以来、バルナーヴは「民衆向けと国王向けの二つの顔」をもつヤヌスのように描かれることになった。一七九一年九月の「革命の最初の憲法」の妥結・成立に導いたのは、彼の尽力によるところが大きい。ここで特に取り上げたいのは、国王の国外逃亡失敗以来、国内のジャコバン（広義、特にジロンド派）の、国王の裁判と「開戦」を辞せずと言う好戦論であり、ますます熱狂的に優勢となる「開戦論」に対し、これに敢然と主張して讀らなかつたバルナーヴの「反戦・平和論」である。

彼を囲む、議會・政府・政派の状況の推移については、一七九一年から九二年にかけ、特に「ピルニッツ宣言」以降の「開戦論」の奔流の相反する衆合の多元的勢力にかんしては、上述（B. b.）および別稿⁽⁸²⁾のとおりであるので、繰り返さない。しかし、ここで指摘しておきたいことは、バルナーヴの「反戦・平和論」の基本的意義である。それは、「国民議會」が「人權宣言」を決議し、「自由・平等」の「人間の不可侵の自然權」を「保全」する新しい「国民・國家」を作り上げる「憲法」を制定した以上、これを現実に実現し確保しなければならない、と言う信念であつたことである。そのような「フランス革命」の初志を実現するためには、人民の分裂・憎悪・暴力の応酬による内戦と虐殺に挾

る人権(「自由・平等」)の侵害・破壊は勿論、対外関係における「戦争」によって敵対・相互殺戮・破壊による(折角、尊重・保証の軌道に乗りかけた)「人権宣言」の実現を蹂躪し、無に帰する結果となること(のみならず、さらに残酷な大量殺戮・破壊の悪循環に陥れること)に根本的かつ強力に反対することを、彼は使命と考えたに違いない。ただし、彼は、「人権宣言」の全体の「人権」尊重を願っており(とくに、第一七条の「財産権」を強調したが、そのみに固執して居たという解釈を私は採らない)、そのためには、前提条件として「平和」が必要不可欠であると信じたことをバックボーンとしたステイツマンシップをもっていた(政治的党派や変動する世論に便乗する政治屋ではない)と解すべきだと思う(彼が、「開戦」後、失脚し、逮捕・投獄され、脱獄の機会を拒否し、獄中で「フランス革命序説」(革命の原因の考察として今日でも革命史家に高く評価されている)を書き残したことを、考えよ)。彼は、革命初期の最大の指導的政治家ミラボー(と対抗した、「国民代表」議会内で議会を擁護する)左派とでも言えようか。そして、この国内的・国際的平和を維持・確保するため「立憲君主制」を擁護し、また、ヨーロッパ君主制諸国との「戦争に反対」し「平和」を確保して、「人権宣言」の実現を目指したのである。一七九〇年五月の「征服戦争放棄」の「平和宣言」の実現が、産まれたばかりの「自由・平等の国民国家」を生き残らせ、成長させるために、必要・不可欠だと確信したのが、彼の「反戦・平和論」であったと考える。

その彼の(当面の現実的)外交・安全保障政策の要旨は次のとおり。一) マリー・アントワネットの実兄皇帝レオポルドに王妃を通じて、反革命の干渉戦争を抑止させると共に、革命の武力輸出を行わないことを約する(「征服戦争放棄」原則の順守)、二) 皇帝がフランスの革命憲法を承認する宣言を出すことによって、フランス国民の危機感を沈静する。三) 皇帝の使節をバリに送り、フランス国王・大臣と会談し、ドイツにおける反革命的亡命貴族の挑発を止めさせる。この政策を外相レサールを通じて、戦争の回避をはかった(後にこの秘密文書が暴露され、バルナーヴは逮捕さ

れ、革命裁判により反逆罪として断首台で処刑される、一七九三年一月⁽⁸²⁾。彼は、好戦的開戦論の衆合勢力特にジロンド派のブリッソーらと戦ったが（当時の彼の影響下にある開明平和主義（「征服戦争放棄」）政府を支持するフオイヤン派の領袖として）、結局国王のジロンド派政府権力への更迭（一七九二年三月）によって、「対オーストリア開戦」に突入する。彼が、（現実を直視し、戦争をネガチブにみ、樂觀的好戦論を戒め）予見したとおり、開戦は惨憺たる敗戦となり、先ず「王制」が倒れ（八月）、次いで革命軍の勝利（九月）以来、ヨーロッパの全君主制諸国を敵として武力による革命を輸出する戦争論を巻き起こし、ナポレオンの「征服戦争」（新しい不正の戦争）と「帝政」（新しい軍事専制政）への論理（そして、それは「国民国家と全体戦争」への道⁽⁸³⁾）を必然ならしめた。「フランス革命」を「暴力と武力」によってではなく「平和と法」によって「自由・平等の国民国家」を建設する道は、断たれたかにみえ、凄惨な国内的・国際的暴力と武力の闘争・殺戮・破壊の時代を迎える。「征服戦争放棄」の「平和宣言」は、たんなる紙の上の「宣言」に留まることになっただけではなかったが⁽⁸⁴⁾。

b. ロベスピエールの反戦・平和論の再検討⁽⁸⁵⁾

バルナーヴは、「立憲君主制」憲法のもと、国民代表の国会による法を通じて新しい「自由・平等の国民・国家」の形成・確立を図ろうとした平和的「穏健革命」の政治家であった。これに対して、ロベスピエールは、革命当初から「急進革命・共和制」派のリーダーとして、次第に頭角を現したが、「征服戦争放棄」宣言に積極的に賛成、とくに対オーストリア開戦（前後）には一貫して反対した、反戦・平和の論客であった。しかし、一七九二年八月一〇日（第二次）革命には、「戦争」を「革命急進」の手段として用い、「共和制」への転換を実現し（一七九三年六月二四日モンタニャール憲法）、国民公会体制における政治権力の集中と「恐怖政治」（ギロチンを道具とし）を断行し（その頂点にあつて「最高存在の祭典」⁽⁸⁶⁾）を行い、その直後失脚・断頭台で刑死）、最早「反戦・平和」は唱えず、かえってナポレオンとその武

力に依存する結果となった点で、全体的再検討を要する。ロベスピエールの略歴についてはここでは省略し、彼の「反戦・平和」論が最も明快に現れた対オーストリア開戦に対する反対論の要旨を重点として、次の四点にまとめておく。

(一) 戦争が、誰のため、如何なる個別的利益を背景に何をもたらし、犠牲と惨禍を強いるかについての戦争の現実の直視と批判のリアリズムである。戦争は、宮廷と貴族(特権的僧侶)と徒党の勢力の欲するところであり、人民の自由・平等の「革命」を破壊・侵害・抑制する「反革命」を利用する。

(二) 戦争は、敗れ、惨禍をもたらし、戦勝によってアッシニヤの信用と回復するなどという樂觀論を打ち砕くであろうという現実主義的予測である。戦争の遂行は、執行権とくに軍人(將軍)達の権力を強化し、議会の統制を弱め、そのような戦争による執行権への権力の集中は軍の長の恣意的権力の掌握と行使を助長し(政府は、戦争を予防し、国内の治安を維持し、憲法を守る義務があるにもかかわらず)、国内における、(王制の強化、貴族制の復活や上院の再建など)革命の逆行を画策し、外部からの脅威に目をそらさせる罠がある。

(三) 戦争は、人民及びその代表としての国会における監視・批判・反対の討議や組織や行動を抑制し沈黙を強い、開明された市民達が疑惑や反対を表明すると国賊呼ばわりされるようになる。ために、革命の目的である人民の「自由・平等」の諸「人権」を擁護する「祖国愛」と「理性」は沈黙を余儀なくせられ、人民の「人権宣言」の諸人権は抑制・侵害される。「危険が存するのは国外のコブレンツにか。否、危険は国内のあなたがたのうちにある」。

(四) 「何人も武装宣教師を好まない」。人権宣言は太陽が同時に総ての人間を照らす様なものではない。偏見になじんだ人々の魂を再建させるのは、「漸進的」にしか実現出来ないものであり、外国に急速に広がることを期待するのは幻想だ。フランスで確立された自由の「平和的征服(paisibles conquêtes)」によるほかは無い。革命の自由を急速に武力によって強行し、「自由がよって立つ諸原則を侵犯し、公德心を頹廢させることは、戦場での敗北よりも恐るべき災厄

である」。將軍達の勝利自体が敗北よりも不吉なものとなろう。

ロベスピエールは、このように主張して「開戦」に強く反対し、対オーストリア宣戦布告に反対したが、一七九二年四月開戦の議会決議後も厳しい反戦論をやめず、「憲法擁護者」紙を刊行して説き続けた。そして、ジロンド派との死闘を激化し、「自由の十字軍」・「武装宣伝」論（上記ジロンド憲法の「友愛」戦争論）と戦った。⁽⁸⁷⁾しかし、緒戦の敗戦の混乱を八月革命の蜂起に利用し指導したロベスピエールは、「銃を取った市民」軍が侵略軍に対する「祖国防衛」戦争に勝利して（九月）以来、反攻に転じ「自由の革命輸出」戦争の様相を帯びる様になっても（ジロンド派の「友愛宣言」戦争の延長）、これを抑制出来なかった。「征服戦争放棄」の「平和宣言」に含まれる「革命宣言」の論理に転換し展開することを、王制を倒し（モンテスキューの言う「徳」を基本原理とする）共和制を樹立し、その「革命」のため「人民（民衆）」の「力（蜂起）」に依存（非合法に）した以上、国内的にも国際的にも「革命」そして「共和制の原理としての徳」・「自由・平等の祖国愛」を神格化（「最高存在の祭典」⁽⁸⁶⁾）し、その手段および帰結としての「恐怖政治（ギロチン）とフランス共和国軍」（いったん、ツォロン要塞攻略で「軍事的名声」をえたナポレオンの軍隊に依存するようになれば）⁽⁸⁸⁾の「侵略戦争」にのめり込んで行く悲劇と惨禍は原理的・实际的に不可避的であった（逆説と言うほかは無い）。「制憲議会」時代に一七九〇年五月の「侵略戦争放棄」憲法のもとで、アヴィニオンやヴァサン伯爵領について数少ない「国民議会決議」が「平和原則」に従って併合を拒否し平和的解決を図った時にも、革命を起こした人民の要請に応じて「併合」に賛成していたロベスピエールは、「開戦」後の敗戦・外国軍の侵略に対して「祖国防衛」に立ち上がった「祖国愛」に燃える「パトリオット」・「銃を持った市民」の武力が勝利し、国境を越えて（諸外国における革命により）権力を奪取した人民の切実な要請に応じて「フランス共和国に併合」を要請して来た場合（ベルギー、オランダ、ライン左岸、サヴォア、ニース等での）革命軍の実力を背景に「併合」を拒否することは、ロベスピエールの「革

命の論理」から言つて(「ジロンド派の好戦的武力に拠る革命の宣伝戦争」と一線を画する反「侵略戦争」の立場に立ちながら)至難の技であつた。むしろ、「共和二年のサンキュロット」の市民を鼓舞激励する積極的戦争賛成論に転じたとすら言われる。しかしながら、そのロベスピエールは、「一切の征服と諸人民の(軍事的)解放政策の放棄」(一七九三年一月一七日国民公会への報告、翌日採決)を主張して、ジロンド派の「武装宣伝に拠る自由の十字軍」に反対して死闘を展開し、彼の主眼が「諸国民との平和的共存」にあつたことを再評価・強調する史家の見解を見逃すべきではあるまい。けれども、その権力闘争において、ジロンド派の戦争論と戦つて彼らを断頭台に送り、さらにモントニヤールの盟友ダントンをその「宥和」性(右派性)のゆえにギロチンに送り、エベール派をその「過激性」(極左性)のゆえに処刑して、革命の権力闘争における権力を独占し「恐怖政治」体制を完成し―その人民(民衆)自身の「共和制の徳」・「公共心」を高め強める「最高存在の祭典」⁽⁸⁶⁾を實行して教育(訓育)を成就しようと考えた頂点にあつて―全面的瓦解を惹起したのである。国民公会から「独裁者」として断罪され、逮捕され、断頭台で処刑されるが、「革命」の最後の実力として期待された「人民」(その「叛乱」、ジャコバン憲法三五条)は、ダントンの処刑、さらにロベスピエールをギロチンにかけるに際しても、発動されなかつた。「革命」は、既に、その実力的担保者を、「人民」の実力(抵抗権)の組織、「叛乱」から「ヴァンデミエール將軍」ナポレオン・ボナパルト⁽⁹²⁾の「軍隊」に移転してゐた。この血なまぐさい革命の権力闘争のさなかにあつても、ロベスピエールの反軍事干渉戦争論の(一七八九・九三年の「人權宣言」の基盤は人間共通の自然法により全世界の人々に共有せらるべきであり、各国民はそのような人權保全の爲の自決権を持ち、強国の「国家的利益」や外国軍隊の干渉によつて決して踏みじられてはならないと言ふ論旨の)一貫性に注目しなければなるまいと思ふ。ロベスピエールが、その失脚(処刑)直前(一七九四年、テルミドール八日)の遺言とも言うべき演説の中で、次のように予言している。

「戦争の」勝利は、野心を強化し、傲慢を目覚めさせ、彼の輝かしい腕によって共和国の墓穴を掘るに過ぎない。我々の軍隊が国王たちの衛星軍を駆逐したところで、もし我々が公的自由を破壊する諸悪の後に後退するなら、何になろうか。革命の夢を一瞬でも浮動したままにしておけば、貴方たちは軍事専制政 (*le despotisme militaire*) がそれを奪取し、また徒党の首領たちが隷属化された国民代表を覆してしまうのをみるであらう⁽⁹³⁾。」

結びに代えてーフランス革命憲法の「自由・平等・友愛」と「平和」宣言の理念と現実の歴史 的・今日的意義

(一) フランス革命の「人権宣言」の「自由・平等・友愛」の三原則は三位一体的に把らえられ、今日フランス第五共和制憲法において(第二条四項)「共和国の標語」として規定せられている。世界に広がり、また何周もして影響を与えたこの三原則は、一七八九年には公式にも一般的世論の上でも「友愛」原則は明示的に用いられることはなかったが、「実質(実存)」的に現存していなかったわけではなく、現実には広範・強烈に「革命の人々」を変革・創造的行動に走らせた「情熱」⁽⁹⁴⁾・原理であり、「祖国愛・パトリオティスム」と呼ばれ、革命を導く原則であった。それは、「自由・平等」の新しい社会・国家を創り出す為に、「アンシャン・レジーム」の絶対君主制・貴族制を根本的に転覆して「革命」を実現する人々の連帯・統合の「祖国愛」としての「友愛」であっても、既得(旧来)の体制と特権を頑固に保守する「反革命」の人々との間の「友愛」では(人類普遍の人権を共有するというコスモポリティスムでも)ありえなかった。「革命」の現実においては、「自由か死か」・「反革命の人々を敵」とし生命を賭けて闘うはかなく、国内的「暴力」(虐殺、恐怖)と国際的「戦争」(殺戮、破壊)が不可避と考えられた。しかし、それは革命フランスの国際的原理と

しての「平和」・「征服戦争放棄」の原則と、どう関連していたのであろうか。「自由・平等・友愛」とくに「友愛」原則は、諸国民相互間の「友愛」すなわち「平和」の原則と一体不可分のものとして、「制憲議会」において憲法上制定されたと考えられるべきだからである。しかし、その理念は、現実の革命を囲む複雑・深刻な状況の中で、微妙・重大・矛盾した機能のし方——「平和宣言」が「人権宣言」を無視し踏みにじることになっても「革命」を突き進める方向に展開したこと——を裏証することになった。「征服戦争放棄」が「自由・平等の祖国防衛戦争」以外の侵略的戦争を放棄しながら、「自由の武装的宣伝戦争（自由の十字軍）」からナポレオンの「征服戦争」に実際上展開する、岐路に立ったのが、一七九二年四月二〇日の国民議会（「立法議会」）の対オーストリア皇帝「開戦」宣言であったことを、改めて指摘しなければならない。何故なら、このクリチカルな時期は、国内的にも国際的にも「旧制度」と「新制度」との「過渡期」であって、この「開戦宣言」は、「限定」可能な旧来の「戦争」⁽⁹⁵⁾を樂觀的に想定したものであったが、「革命戦争」の論理が「無限定（絶対）」⁽⁹⁵⁾的な戦争に展開せざるを得ないリアリティクな予測によって「反戦・平莉」を主張する思想と対決せざるをえないものであった、からである。したがって、一旦、この革命フランスの「宣戦布告」がなされた以上、「平和のうちに革命」を実現する道を捨て、爾来二三年に及ぶヨーロッパ全土を巻き込むナポレオン戦争の時代に、一瀉千里の勢いで突入させ「革命戦争」の論理（自由・平等の名における戦争。旧・新イデオロギーと制度との死闘（「絶対的戦争」）⁽⁹⁵⁾）を突き詰めさせることになったのである。やや長文になるが、我々のシンポジウムの優れた「フランス革命史家」の関連講演の結論的示唆（河野健三「フランス革命における戦争と平和——一七九二年を中心に——」⁽⁹⁶⁾）を引用する。

「このように見てきますと、フランス革命は決して当時の課題であった『国家と戦争』に対して例外を設定したものではなかったといえます。革命もまた、『国家と戦争』の論理によって規定され、深く浸透されているこ

とが分かります。フランス革命は確かにデモクラシーを打ち立てようとした巨大な変革でした。しかし、そのデモクラシーは国家の枠をこえることができず、戦争を廃絶することもできませんでした。デモクラシーが永続的なシステムとして機能し、独裁制やボナパルティズムに吞み込まれることがなくなり、またそれが国際間の平和と両立して戦争や侵略を防止する役割を果たすことが出来るようになるためには、デモクラシーが一国家の付属物でなくなり、国家をこえた市民の運動や、国際組織の有効な働きによって支えられるものになって成長する必要があります。そういう条件を充たしたのが二〇世紀末の今の現実だと思います。」

(二) そのような(国民・国家(憲法)的)「条件」が、ヨーロッパそして東アジアに(それぞれ異なったし方で)影響を及ぼすために四〇年以上一〇〇年を要し、国際的枠組み(国際法)が成立するためには一三〇年を要し、しかも第一次世界大戦の大量殺戮と破壊の代償を経験しなければならなかった。二〇世紀は、さらに、第二次世界大戦の惨禍を蒙り、「核兵器」と言う人類と地球を永久に死滅させることの出来る手段を発明し使用するにいたったが、技術・交通・情報・産業の飛躍的進歩とグローバル化にもかかわらず、そういう「条件」を人類は指導しコントロール出来ないままに、二一世紀の新しい国内的・国際的・地球的問題に直面している。

フランス革命は、確かに、「自由・平等・友愛」と「平和」の理念と原則を打ち出し「国民・国家」を形成した典型(「理想型」、言わば「光り」)であるが、その「欠陥」・「限界」と代償(「闇」)の面もさらけ出した。その「社会革命」(97)としての「劇業」の「痛み」の暴力と恐怖と虐殺と戦争を伴ったし、フランスにおいてその後「社会民主主義的意味」での「社会連帯(Solidarité sociale)」と「社会権」(98)の理念の「自由・平等・友愛」の三標語が、憲法上成立し社会運動と法に成長したのは、一八四八年二月革命以降のことである。そのような憲法・社会運動・法的慣行の進歩を背景に、「友愛」原則は第四・第五共和制フランス共和国の標語として憲法の明文上確立し、さらに「憲法院」の判例を通じて

法制的進歩が加えられつつある。と同時に「国民―国家」主権を超える「国際平和」機構(ヨーロッパ連合)を着実に構築しつつあるのである。

(三) フランス革命の「征服戦争放棄」「平和宣言」は、確かに近代立憲主義・国際平和主義の歴史の上で、画期的・重要な進歩を齎した。「戦争の違法化」と「軍備縮小」への方向と論理を打ち出したからである。その為、上記の二つの「人権宣言」と二つの「平和宣言」「その四つの実現形態としての、一七九〇年「平和宣言」、一七九二年「開戦宣言」、一七九三年ジロンド憲法(「自由の十字軍宣言」)提案、一七九三年ジャコバン(モンタニャール)憲法(「内政不干渉宣言」)が、「武装宣伝戦争」(旧ジロンド好戦派)からナポレオンへの「革命的征服戦争」(「軍事専制皇帝制」)に「呑み込まれ」てゆく歴史的現実を厳しく再検討しなければならない。その戦争と軍隊に突破口を見出し奔流となる現実を直視し予見した二人の反戦・平和の革命の指導者(バルナーヴとロベスピエール)がいたことに注目するとともに、両者がともに「人権宣言」を守り、さらに進めようと言う「自由・平等の祖国」の建設と確保と言う大義(「目的」)の為に(穏健と急進の違いを超えて)、戦争によってフランスおよび諸外国人民の「人権(宣言)」を根こそぎ否定することの無いようにする為に、広い連合を組織出来ないことはなかったのではないかと言う「平和革命」(「人権と法を尊重しながら革命を実現」する)選択肢を排除することは出来ない、と考える(同旨、J. ジョレス。参照、F. フュレ⁽⁹⁹⁾)。歴史家の大多数は、この「開戦の可能性」を認めないにしても、「今の現実」から見直して、その理論的可能性を無視してはならないし、「今日の実現可能性」を否認・軽視することは許されないと考える。

(四) 一七九二年の「開戦宣言」の後、既にナポレオンの「征服戦争」に向かう野心を鋭く見抜いたI. カントが、一七九五年のフランスとプロイセンの講和バーゼル(領土割譲)条約の欺瞞への「異義申し立て(根本的批判・contestation)」を込めて、国際的・憲法的枠組みの根本的変革を―フランス革命の「自由・平等・友愛」理念の基本にそっ

て―「永遠平和のために―哲学的考案―」を出版・発信した。このことは、フランス革命の理念を（その具体的展開のし方の現実を直視しつつ）合理的に再構成し、理念に向かって漸進的に変革する「高次のリアリズム」⁽¹⁰⁰⁾を創造した世界的著作であり、二〇世紀にウイルソンが継承・具体化し、国際連盟、不戦条約、国際連合に組織化される理論的一支柱と推進力となった。そして、「核・地球時代」の出現を直視した日本国憲法の戦争放棄・戦力不保持・平和的生存権尊重の平和主義が、フランス革命の「人權宣言」と「平和宣言」の―カントの「一哲学的考察」のコペルニクスの再構成を経た―思想の直系の一つの継承・発展と見ることが出来、国連憲章に拠りつつさらに憲章を超える「恒久世界平和の為に」制定されたこと⁽¹⁰¹⁾を、本稿がさらに確認・補足しようと努めた。「朝鮮戦争」「ベトナム戦争」の惨禍を経験・反省した「アメリカの英知と良心」⁽¹⁰²⁾（と言える）。マクナマラ⁽¹⁰²⁾が、「核廃絶、戦争による殺戮のリスクの削減」構想を出版・発信しているのだが、ブッシュ政権が、「テロに対する戦争」を宣言し「核軍拡戦略（BMD）」⁽¹⁰³⁾（一方的先制攻撃）も言明）に走ろうとしている唯一の「超軍事大帝国」に、日本国政府・国民は支持・追従するだけで良いのであろうか。世界（東西のみならず南北）の人民の現実の声は、最早「安易な開戦宣言」に向けて好戦的軍拡に押し流される「デモクラシー」⁽¹⁰³⁾と云う名の「衆愚政治（モボクラシー）」ないし「大衆迎合主義（悪しきポピュリズム）」⁽¹⁰³⁾に押し流されることになってはならないと考える。二一世紀の（思いもよらぬし方で誘発され得る）世界的「南北戦争」の後には、人類と地球の「永遠の平和」という名の「死滅」の墓場しか残らないようであってはならないからである。その人類共通の大義の原点・「至上命令」から、そういう「戦争の惨禍が再び起こることのないようにする決意」をもって、日本国民は憲法の理念と原則と法規を制定し、五〇年以上にわたって維持し、二一世紀の「国際協力」の「基本的指針と法的歯止め」として「ポスト経済大国のヴィジョン（理念）」をめざして現実的・漸進的に進みうるかが、今問われて居る。

注(つづき)

- (62) 前掲、札幌日仏協会編『フランス革命の光と闇』、一九九七年、一四七—一五一ページ。
- (63) 原文は、L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard, *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, LGDJ, 1952, p. 31. による。
- (64) 前掲『憲法の現代的課題—宮沢俊義先生古稀記念』(一九七二年)所収、とくに一七一—二二六ページ。
- (65) 深瀬忠一「フランス革命の人権宣言を巡るラファイエットとジェファールソン」、『戦後憲法学の展開—和田英夫教授古稀記念論文集』、日本評論社、一九八八年、一五五—一九四ページ。同、「一七八九年人権宣言研究序説(四)」、北大法学四〇巻一号、一五五—一九四ページ、特に論文未整理集約の多元的人権思想・草案の起源、参照。
- (66) 上記「一七八九年人権宣言研究序説(一)(二)(三)(四)」の討議過程の全面に見られる他、特に、坂上孝「モンテスキューとフランス革命」(前掲『フランス革命の光と闇』、二八—四九ページ)の意外な影響のみを指摘しておく。
- (67) 「ひとりフランス人のためだけではなく、全世界・人類のため、国境と時代を超えて普遍的な意義と影響力を持ち続けている。そのすぐれた普遍性が、異質的と云ってよいほど違う個別特性を持つ国々にどういう反応、影響を与えたか」という基本的「視座」からシンポジウムを実施した。上記「人権宣言と日本」、九ページ、一八八—二一八ページ。『フランス革命の光と闇』、ixページ、九〇—九二ページ。しかし、「フランス国民的(ナショナル)」な特色と限界について、検討(上述、II. B. および特に「革命思想と平和論の結合・ルソー」について、拙稿「戦争放棄と軍備撤廃の法思想史的研究(一)」、前掲書、一五—一七二ページ、参照)する必要がある。なお、拙稿「愛国」と信仰」、独立教報(二〇〇四年)、所収予定、参照。
- (68) 上記「ラファイエットとジェファールソン」：一五五ページ。仏宣言では「所有」が強調され、米宣言における「幸福追求」(日本国憲法第二三条に影響)とは異なる。
- (69) 「ビルニッツ宣言」(後掲訳文参照、遅塚忠躬教授の関連問題についての教示に深謝する)の原文は、*French Revolution, Documents 1789-94*, ed. by J.M. Thompson, Oxford, 1948, p. 104-105.
- (70) *Archives Parlementaires*, op. cit., t. 42, le 20 avril 1792, p. 217 (210-217).
- (71) 深瀬忠一「フランス革命の光と闇」に学んで—日本国憲法の平和の理念とその実現の仕方について思う—、前掲『フ

ランス革命の光と闇』(一九九七年)、一八〇ページの判定で、既に指摘したところを、補足する。

(72) 深瀬忠一、前掲「戦争放棄と軍備撤廃の法思想史的研究(二)」、一八二—一八八、二二〇—二二四ページ。

(73) 深瀬忠一「フランス革命における戦争と平和の一断面—バルナーヴとロベスピエールの平和・反戦論の今日的意義」小林直樹教授古稀記念「憲法学の展開」(一九九一年、三八五ページ)。

(74) 「ピルニッツ宣言」の原文はフランス語で発表された「らしく」、前掲注(69)の「イギリス出版の史料集」に出ているが、「Monsieur et de M. le Comte d'Artois」という「意味不明瞭な言葉」があるが、このMonsieurとは「Comte de Provence」のことのようで、「ドイツ語の史料」(W. Markov, *Revolution im Zeigenstand Frankreich 1789-1799*, Band 1, 1982, S. 184)に引用されている、と教示を受け(遅塚教授より)たので、そう邦訳した。

(75) 一七九一年に「主戦論の急先鋒であったジロンド派のブリッソーの演説について」、「早い時期のものとして、ジャコバン・クラブでおこなった演説の後半で」、「国王を裁判にかけると列強の干渉を招くという議論に対して、戦争を恐れることはないという強気の弁舌をふるっており、戦争を甘く見ていたことが読みとれる」(遅塚書簡)。Discours sur la question de savoir si le roi peut être jugé, prononcé à l'Assemblée des Amis de la Constitution, par J.P. Brissot, le 10 juillet 1791, p. 1-5, 14-27.

(76) Brissot de Warville の「最も有名な主戦論のアムティション」として、立法議会での演説記録がある。v. Archives Parlementaires, op. cit., t. 36, le 20 décembre 1791, p. 600-612.

(77) Les Constitutions de la France, op. cit. p. 61.

(78) 拙稿「戦争放棄と軍備撤廃の法思想史的研究(一)」、前掲書、一八九—一九〇、一九四ページ。前掲注(76)の「立法議会」演説。

(79) Les Constitutions de la France, op. cit., p. 72.

(80) 河野健二「フランス革命における戦争と平和」、前掲『フランス革命の光と闇』、九九—一〇〇ページに、「モンターニュ派の人権宣言と憲法」の意義についての見解が見られる。

(81) 拙稿「フランス革命における戦争と平和の一断面—バルナーヴとロベスピエールの平和・反戦論の今日的意義」、前掲『小林古稀・憲法学の展望』、三八五—三九二ページ。

(82) *ibid.* p. 389-391.

- (83) 遅塚忠躬「革命戦争からナポレオン戦争へ」、専修大学人文科学研究月報、一八八号(一九九九―四)は、広い視野からの鋭い洞察を示す。後に触れる。ナポレオン戦争から近代・現代戦争の「全体戦争化」への路を進んだことについて、例えば、J.U. Nef, *La roue de la guerre totale*, Colin, 1949 (前掲拙著「戦争放棄と平和的生存権」、一八―二二、四七―五八ページ)等、参照。
- (84) 少なくとも、憲法・国際法思想史上、特筆に値する影響力を残した。
- (85) 前掲拙稿「フランス革命における戦争と平和の一断面」、三九二―四〇〇ページ。特に、G. Michon, *Robespierre et la guerre révolutionnaire* (1791-1792), 1937. のみを挙げておく。
- (86) 拙稿「フランス人権宣言の『最高存在』と信教の自由について」、北村一郎編『山口俊夫先生古稀記念・現代ヨーロッパの展望』、一九九八年、四〇七―四二二ページ。
- (87) 前掲拙稿(81)、三九四―三九七ページのロベスピエールの論点をまとめた。
- (88) 桑原武夫編『フランス革命とナポレオン』、中央公論社、一九八三年、三二〇ページ、参照。
- (89) cf. A. Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, L. Clavreuil, 1962.
- (90) 前掲拙稿(81)、三九四―四〇〇ページ、引用。
- (91) 柴田三千雄「フランス革命と独裁」、前掲『フランス革命の光と闇』、一五三―一六六ページ、の優れた構造的説明をみよ。なお、遅塚忠躬「ルソー、ロベスピエール、テロルとフランス革命」、同書、一一九―一四六ページの明解な分析も参照。そもそも、近代の「テロリズム」は、フランス革命に始まり、その延長の「ナポレオンの征服戦争」の敗退はスペインの「ゲリラ戦争」の敗北に始まったこと、また、日中・太平洋(一五年)戦争の敗戦の始まりも、日中戦争の「ゲリラ戦」の泥沼的敗北によることを、ここで一言して置く。日本国憲法の戦争放棄原則は、「現代戦争」の「テロ・ゲリラ戦」を含めたリアリステイックな「戦争」放棄だからである。
- (92) 前掲桑原編(88)、三三〇、三三四ページ。我が国の「刀狩り」、「廢刀令」の史実および憲法の軍備撤廃原則や国連PKOの武装解除との対比・検討(拙稿あり)を要する。
- (93) G. Michon, op. cit., p. 135-136. の引用による。前掲拙稿(81)、三九九ページ。
- (94) [Le principe du gouvernement est les passions humaines qui le font mouvoir.] というモンテスキューの古典的定義による

(Montesquieu, *De l'esprit des lois*, liv. iii, chap. i., Garnier, 1949, p. 23.)

(95) 遅塚忠躬、「革命戦争からナポレオン戦争へ」前掲(83)が、一七九二年に始まる革命戦争が「有限戦争」から次第に性質を変え、一七九三年、特にルイ一六世の処刑以後、限りのない「無限戦争」に転化し、後に「クラウゼヴィッツの絶対的戦争」論となることを透視している。日本の日清・日露戦争は有限戦争だったが、その有限戦争の経験しかない日本が、第二次世界大戦の泥沼にひきずりこまれた日本人にとって、フランス革命からナポレオン時代にかけての、有限戦争から無限戦争に転化する状況の認識に、問題のあることを述べている。

(96) 前掲『フランス革命の光と闇』、一〇〇ページ。

(97) 遅塚忠躬の「社会的デモクラシ」の先駆として位置付ける発言について、『フランス革命の光と闇』、一四四―一四六ページ。同著『フランス革命』(岩波ジュニア新書、二〇〇一年)の「劇薬」の譬がキーワード。

(98) 中村睦男『社会権法理の形成』有斐閣、一九七三年、参照。D. Borgetto, *op. cit.* p. 343 以下で、社会連帯 *solidarité* 思想・実定法としての形成・発展をあとづけ、再考している。

(99) F. フュレ、大津真作訳、『フランス革命を考える』(岩波書店、一九八九年)、一二三ページ。

(100) [higher realism] とは A.S. Link 教授が W. Wilson の平和思想への評言であり、「より先見性があり、窮極的現実により合致し、共通の人類実践理性に基づき、長期的承認を勝ちとって現実化する可能性がより強いが故に」、「高次」である「現実主義」を指す(拙稿「はしがき」・「恒久世界平和のために」九、二六ページ)。水島朝穂「理念なき改憲論より、高次の現実主義を」、論座、二〇〇四年三月号、一八四―一九二ページ。この「高次の現実主義」は、世紀と世代と国境を超えて生き続けている。

(101) 深瀬忠一、杉原泰雄、樋口陽一、浦田賢治編「恒久世界平和の為に―日本国憲法からの提言」、勁草書房、一九九八年、の三五名の全国的学際共同研究の成果がある。また、一九四六・七年の日本国憲法・教育基本法が「核・地球時代の法・教育の起点」であることについて、堀尾輝久、『地球時代における教育の課題―教育基本法の改定問題を考える』(平和文庫一五)二〇〇二年。二一世紀に向けての展望について、功刀達朗『国際機構の変遷と進化の兆し―国連と市民社会組織の役割―』(平和文庫一七)二〇〇四年、参照。

(102) R.S. McNamara & J.G. Blight, *Wilson's Ghost-Reducing the risk of conflict, killing, and catastrophe in the 21st century*, Public

Affairs, 2001 年が、「恐怖のアメリカ」に代えて「希望のアメリカ」を代表する一書。

(103) 現代フランスの代表的現代憲法学(深瀬忠一「フランスの公法学の第一人者ジュールジュ・ヴデル教授の貢献」ジュリス
ト二〇〇三年九月一五日号、一六六―一七三ページ)及び「ヨーロッパ連合建設」を背景に、二〇〇三年二月、ドビルパ
ン仏外相が国連安保理事会に於いて国連の立場から「イラク戦争反対・平和」を主張したことを、見落してはなるまい。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. 55 No. 4 (2004)

SUMMARY OF CONTENTS

**La formation des Principes de Liberté, Égalité, Fraternité et Paix
dans la Révolution française, et leurs Significations
constitutionnelles historiques ainsi que d'aujourd'hui**

Tadakazu FUKASE*

I. Dans la Révolution française (1789-1794), la devise des principes de Liberté, Égalité, Fraternité n'a été ni publiquement ni officiellement exprimée et employée. Pourquoi? À cette époque de bouleversement radical pour changer "l'ancien régime" afin de créer "un nouvel Etat-Nation de Liberté et Égalité", il n'y avait en réalité pu avoir la Fraternité entre les révolutionnaires et les anti-révolutionnaires (monarchistes, aristocrates). C'est pourquoi pour les hommes de la révolution, on s'est écrié: "Liberté et Égalité ou mourir!" (avec un sens menaçant), contre les anti-révolutionnaires qui voulaient à tout prix garder "l'ancien régime". Entre ces deux camps, il n'y avait presque pas "la Fraternité ou la Paix", mais des rapports réciproques d "Ennemis", des massacres, guillotines, guerres civiles et extérieures, inévitables (dit-on).

Mais, cette étude ne conclue pas que l'absence du mot de Fraternité ne signifie point l'inexistence réelle et dynamique du troisième principe de la devise de la Révolution française. C'était "l'amour de la Patrie, ou Patriotisme", "consubstantiellement lié avec les deux principes Liberté et Egalité" (M. BORGETTO). Historiquement et théologiquement, la notion de la Fraternité a revêtu des deux caractères, cosmopolite et universel d'une part (majoritaire au 18ème siècle), et spécifiquement national et français de

*Professeur honoraire de l'Université de Hokkaido

l'autre (fortement influencé par J. J. Rousseau) qui a remporté l'opinion prédominante sur le cosmopolitisme.

II. La Constitution française du 3 septembre 1791 a statué, pour la première fois dans l'histoire constitutionnelle du monde, le principe de "la renonciation à la guerre de conquête" (qui a été proclamé par l'Assemblée "Constituante" de la Révolution française, le 22 mai 1790). Cette "Déclaration de la Paix"; pour quelle raison a-t-elle été décidée, et comment a-t-elle fonctionné? Dans la réalité extrêmement bouleversante et complexe, cette étude a analysé les 4 Déclarations constitutionnelles suivantes:

① La Déclaration de la paix (renonciation à la guerre de conquête) du 22 mai 1790, après devenue la Constitution du 3 septembre 1791.

② La Déclaration de guerre contre le roi d'Autriche, du 20 avril de 1792.

③ La Déclaration de "croisade d'une liberté universelle" du projet de la Constitution girondine des 15-16 février 1793.

④ La Déclaration de la paix (non-intervention dans le gouvernement des autres nations) de la Constitution jacobine (montagnarde) du 24 juin 1793.

Pendant ces temps, la Révolution républicaine du 10 août 1792 a renversé "la monarchie constitutionnelle" de 1791, la France ne restait pas moins sous le principe constitutionnel formel de "renonciation à la guerre de conquête", qui a fonctionné mal dans les réalités changeantes; les 4 déclarations ci-dessus ont démontré bien le fonctionnement réel du principe constitutionnel pacifique.

La formule (tendance) de Déclaration de la paix①, il s'agit de la Révolution (une grande réforme) de la Liberté et Egalité pratiquement, sans doute, réalisable par les moyens non-militaires et sans guerre civile et extérieure sous une monarchie impartiale, nationale et constitutionnalisée (Turgot, Necker, Vergenne, Barnave). Mais la fuite manquée de la famille royale au mois de juin 1791 a désillusionné la Nation d'une manière presque irréparable. Mais c'était Barnave qui s'est efforcé de surmonter cet obstacle de la paix par faire adopter dans "la Constituante" la Constitution du 3 septembre 1791 qui a proclamé le principe de renonciation à la guerre de conquête.

La Déclaration de guerre contre l'Autriche de la formule ② n'était pas du tout celle de la paix① malgré sa façade, mais c'était à la vérité le commencement vers la "guerre de conquête" (injuste) finalement napoléonienne. Les forces extrêmement complexes

et contradictoires (révolutionnaires, anti-révolutionnaires, belliqueuses, guerrières et militairement trop optimistes..) qui ont poussé (ayant été provoquées par la Déclaration de Pilnitz) la guerre, ne pouvant penser à nier, du moins théoriquement, “l’inévitabilité” (l’opinion prédominante par les historiens de la Révolution française, excepté J. Jaurès..) de la guerre déclanchée préventivement par la France révolutionnaire (malgré ses causes critiques justifiables).

La Déclaration de “Fraternité” girondine (novembre 1793) ③ n’est qu’un manifeste d’une “propagande armée de la liberté” dont le détail est exprimé dans le projet constitutionnel girondin de février 1793. Elle n’était point pacifique, mais au contraire, c’était la déclaration d’une guerre révolutionnaire contre tous les pays monarchiques de l’Europe. La route envers Napoléon était déjà là.

La Déclaration de la paix ④, en rivalité mortelle vis-à-vis de la formule ③, était à la fois l’aboutissement du principe original ① et l’expression du principe pacifique dans le nouveau régime républicain français. Paradoxalement en réalité la guerre extérieure et la peur interne de la Révolution française continuent et se développent. Qu’est ce que cette étude en conclura-t-elle?

Ⅲ. Avant d’arriver à conclure, elle réfléchit bien encore une fois sur les 2 exemples de l’idée et la vie, modéré et radical, du point de vue de la paix anti-guerrière:

1) Barnave, modéré mais sincèrement révolutionnaire et pacifique. Le dirigeant-héros dans l’Assemblée Nationale Constituante en 1790, mais illustré comme Janus en deux faces pour le peuple et pour le roi en 1792. Barnave a lutté contre la guerre éclatée d’avril 1792, en vue de sauver l’affermisssement d’une nouvelle Nation fondée sur la Liberté et l’Egalité. Pour arrêter la grandiloquence et la belliqueuse agitation notamment girondines, car la guerre détruira fondamentalement “les droits naturels et imprescriptibles de l’homme” (dont la conservation étant la cause elle-même de de l’Etat-Nation nouvellement né et encore fragile), il a insisté sur la paix indispensable pour sauver la Révolution par la Constitution libérale ainsi que la monarchie constitutionnelle. Il a les idées pacifiques de renonciation à la guerre de conquête pour éviter la guerre contre les pays monarchiques européens.

2) Robespierre, fort radicalement révolutionnaire et républicain, mais, au fond, pacifique, notamment contre la guerre girondine. La guerre sera désastreuse,

militairement, politiquement, psychologiquement et économiquement (jamais au profit d' "assignat"), envers le peuple. La guerre favorisera les forces anti-révolutionnaires intérieures, pour renforcer le pouvoir exécutif, l'aristocratie, au détriment du Parlement où la passion guerrière obligera le silence des critiques raisonnables, et le civisme des citoyens en sera corrompu. Personne n'aimera jamais les "missionnaires armés", et la Déclaration des droits ne sera répandue à l'extérieur que "progressivement" et ses "paisibles conquêtes" seulement réalisables. La guerre provoquera "le despotisme militaire".

Notre réflexion sur la paix de la Révolution française consiste en cela: il était extrêmement difficile, dans la réalité révolutionnaire, de faire se rallier ces deux dirigeants modéré et radical, mais il n'est pas exclu de penser, du point de vue théorique d'aujourd'hui, à fédérer une large union de la paix contre la déclaration de la guerre du pouvoir girondin, un déclenchement de guerre révolutionnaire, napoléonienne ("despotisme militaire") et généralisée dans toute l'Europe, car la cause commune entre ces deux hommes d'Etat était de sauver et faire progresser paisiblement le respect de la Déclaration des droits de l'homme (1789-1793) à l'extérieur ainsi qu'à l'intérieur de l'Etat-Nation de Liberté et Egalité.

IV. La conclusion de notre présente étude pourrait se résumer dans les points suivants historiquement et en prospective.

1) La devise des principes de Liberté, Egalité, Fraternité n'était pas formée dans la Révolution française, mais au lieu de cela, si l'on veut dire, c'était "Liberté, Egalité, Patrie" ("consubstantiellement liées"). Une fois déclarée la guerre révolutionnaire contre l'Autriche monarchique absolutiste en 1792 par le pouvoir girondin appuyé des forces contradictoires belliqueuses, la guerre n'a pu se limiter dans le principe de "renonciation à la guerre de conquête", mais s'est détournée dans la guerre de conquête napoléonienne qui a dévasté toute l'Europe pendant 23 ans. L'éminent historien, K. KAWANO (Univ. Kyoto), a conclu:

"La Révolution française était certainement une grandiose entreprise de former une démocratie. Mais pour que la démocratie fonctionne comme système durable, qu'elle ne soit engloutie ni dans la dictature ni dans le bonapartisme, et qu'elle puisse coexister avec la paix internationale dont la capacité prévient la guerre et l'agression, il est nécessaire que la démocratie ne devienne plus un apanage d'un seul Etat, et qu'elle soit

soutenue par les mouvements de citoyens sans frontières ainsi que par les actions effectives des organes internationaux. C'est justement Aujourd'hui à la fin du 20ème siècle que ces conditions sont assez réalisées.”.

2) C'est 57 ans après en 1848, que le Gouvernement a proclamé officiellement comme Devise nationale “Liberté, Egalité, Fraternité” (influencée par l'idée de démocratie sociale ou socialiste de “solidarité sociale”), et c'est encore 130 ans ultérieurs, après les Ière et IIème Guerres mondiales, que la trilogie de Devise a été établie dans les Constitutions de la IVème et Vème République française.

C'est après ces deux catastrophes mondiales que le Monde a créé la Société des Nations (inspirée par I. Kant, proposée par W. Wilson), le système de renonciation à la guerre (traité de Briand-Kellogg), et l'Organisation des Nations-Unies. Mais la Charte de celle-ci n'a prévu point du tout “l'avènement des armes nucléaires”. C'est, envisageant celui-ci, que la Constitution japonaise a proclamé, dans ses Préambule et Article 9, “la Renonciation à toutes sortes de guerre (conflits militaires) et l'interdiction des armées”.

Cette Constitution de la paix est un descendant du principe de renonciation à “la guerre de conquête” de la Révolution française, à la fois basé sur l'enseignement des pensées de Barnave (respect et coexistence multinationaux de différentes nations) et de Robespierre (contre “le despotisme militaire” en vue de “propagande armée de Liberté”, mais pour “une conquête paisible” des principes révolutionnaires), tous les deux ayant la grande cause de réaliser le respect de “la Déclaration des Droits de l'Homme” naturels et imprescriptibles.

La Constitution française de 1946, aussi pour “l'impératif de l'Humanité et pour éviter l'apocalypse à l'âge nucléaire et planétaire”, a proclamé dans son Préambule alinéa 15 le nouveau principe de la Paix: “Sous réserve de réciprocité, la France consent à la limitation de la souveraineté, nécessaire pour l'organisation et la défense de la paix”. C'est le point de départ de l'organisation européenne progressive, et mondiale au 21ème siècle, tandis que dans l'Extrême Orient le Japon qui s'efforce, faute de mieux, unilatéralement. Mais le Japon a une vision, étant suggéré par l'exemple de l'U. E. à l'avenir, d'agir réciproquement aux services de la Paix asiatique (de Nord-Est) et mondiale, non seulement pour “l'intérêt national”, mais aussi pour “l'intérêt de l'Humanité”.